

第5次印西市地域福祉計画

(印西市成年後見制度利用促進基本計画)

(重層的支援体制整備事業実施計画)

令和8年度～令和12年度

人と人が優しくつながる、いつまでも安心なまち



令和8年3月

印西市

はじめに

地域で暮らす中で、誰もが一度は「少し困ったな」「誰かに相談できたら」と感じる瞬間があるのではないのでしょうか。そうした思いに寄り添い、自然につながることができるまちでありたいという願いを形にするため、このたび、第4次印西市地域福祉計画の期間満了に伴い、新たに「第5次印西市地域福祉計画」を策定しました。



本市は、これまで多くの皆さまのお力に支えられながら発展してまいりました。しかし、高齢化の進行や地域コミュニティの変化、生活課題の複雑化など、私たちの暮らしを取り巻く環境は大きく変化しています。生活の中に潜む困りごとは、複雑で、表面からは見えにくいものも少なくありません。

本計画は、市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、関係団体や地域の皆さまと議論を重ねながら、今後の地域福祉の方向性を整理したものです。地域福祉に参画する方々の裾野を一層広げることに加え、これまで地域福祉活動を支えてくださっている皆さまへの継続的な支援を大切にしていまいります。また、日常生活の困りごとを気軽に相談できる体制づくりや、関係機関が積極的に関わるアウトリーチの推進などに重点的に取り組んでまいります。

これにより、誰もが役割と居場所を持ち、地域や行政との「つながり」を実感できる地域共生社会の実現を目指してまいります。

計画は、策定すること自体が目的ではありません。市民の皆さま、地域団体、事業者、そして行政が、それぞれの立場で力を合わせ、継続的に取り組んでいくことが不可欠です。私は、皆さまとの対話を何よりも大切にしながら、顔の見える地域福祉を進めていきたいと考えています。

誰もが住み慣れた地域で、自分らしく、安心して暮らし続けられる印西市を目指し、第5次印西市地域福祉計画がその一助となるよう、全力で取り組んでまいります。

令和8年3月

印西市長 藤代 健吾

目次

第 1 編 第 5 次印西市地域福祉計画	1
第 1 章 計画策定にあたって	2
1. 策定の背景	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	5
4. 地域福祉計画を推進する市民・地域・行政の役割.....	6
5. 計画策定の視点（SDGs）	7
6. 計画の策定体制	8
第 2 章 印西市の地域福祉を取り巻く現状	9
第 3 章 計画の基本的な考え方	12
1. 基本理念と基本目標	12
2. 施策体系	14
3. 重点取組	14
第 4 章 施策の展開	15
6つの重点取組	16
基本目標1 地域の力を強くする	22
基本目標2 必要な人に必要な支援を届ける.....	26
基本目標3 安心・安全に暮らせるまちをつくる.....	28
第 5 章 計画の推進に向けて	34
1. 計画の進捗管理	34
2. 指標の設定	35
第 2 編 印西市成年後見制度利用促進基本計画	37
第 1 章 計画の策定にあたって	38
1. 成年後見制度利用促進基本計画の趣旨.....	38
2. 印西市成年後見制度利用促進基本計画の位置づけ.....	38
3. 計画の期間	38

第2章 印西市の権利擁護支援を取り巻く現状と課題.....	39
第3章 施策の取組	40
1. 成年後見制度の周知と啓発	40
2. 成年後見支援センターの活動支援	40
3. 支援が必要な人に寄り添った体制づくり.....	40
第4章 計画の推進体制	41
第3編 重層的支援体制（重層的支援体制整備事業実施計画）	43
第1章 重層的支援体制整備事業実施計画について.....	44
1. 重層的支援体制整備事業の概要	44
2. 計画策定までの取組	44
3. 計画の位置づけ	45
4. 計画の期間	45
第2章 印西市における重層的支援体制整備事業について.....	46
1. 相談支援	46
2. 参加支援	49
3. 地域づくりに向けた支援	50
第3章 重層的支援体制整備事業のロードマップ.....	51
第4章 計画の推進体制と評価	52
1. 重層的支援体制整備事業の推進体制	52
2. 多機関協働事業における実施目標（見込み数）	52
3. 関連計画における各事業の実施目標（見込み数）	53
資料編	54
1. 地域福祉に関する地区別状況	54
2. 計画の策定経過	60
3. 印西市地域福祉計画推進委員会設置条例.....	61
4. 印西市地域福祉計画推進委員会 委員名簿.....	63
5. 用語解説	64

第 1 編

第 5 次印西市地域福祉計画

第 1 章

計画策定にあたって

1. 策定の背景

●● 社会的背景と課題

日本においては、高齢化・少子化の進展、世帯構造の変化、働き方の多様化等を背景に、社会のあり方が大きく変化しています。こうした中で、地域で暮らす人・世帯が抱える課題は複雑化・複合化し、従来型の個別の福祉分野では対応が難しい「制度の狭間」の相談も増加している状況です。また、支援を必要とする世帯が増加する一方、高齢化等を背景に支援人材の不足も一層深刻となっています。

こうした状況下で、地域全体がお互いに協力し、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられることを目指す「地域福祉」の推進がより一層重要となっています。

●● 国の動き（地域共生社会の推進など）

国においては、「地域共生社会」の推進に向けて、様々な取組が行われてきています。この「地域共生社会」とは、

- ◆ 制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、
- ◆ 地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、
- ◆ 住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく

という社会のあり方を指す言葉です（厚生労働省の説明より）。

また、社会福祉法についても順次改正が行われ、特に令和2年の改正では「重層的支援体制整備事業」が創設されるなど、市町村における包括的な支援体制の構築が目指されています。

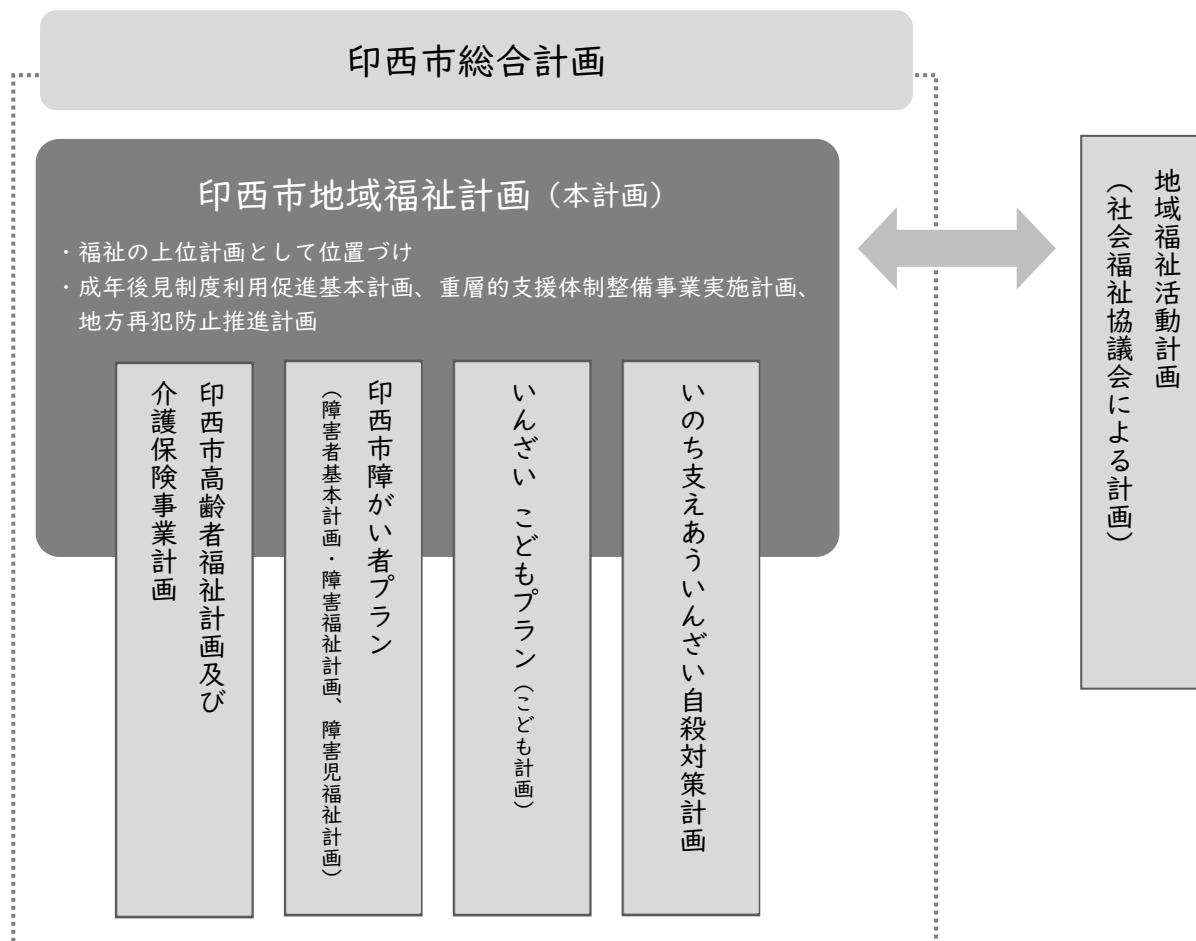
●● 地域福祉計画の策定

このような状況の中、本市においても、平成18年度に「第1次印西市地域福祉計画」を策定して以降、地域福祉の充実に向けた総合的な取組を進めてきました。この度、令和7年度末で「第4次印西市地域福祉計画」の計画期間が終了するため、社会状況等の変化も加味してさらなる地域福祉の充実を図るため、「第5次印西市地域福祉計画」（以下、「本計画」という）を策定します。

2. 計画の位置づけ

地域福祉計画は、地域における福祉施策を総合的に推進していくための計画であり、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画です。また、平成30年の社会福祉法改正により、地域福祉計画は策定が努力義務化されているとともに、福祉分野の共通事項を記載する「上位計画」として位置づけられています。本市においても、本計画を福祉分野の上位計画として位置づけるとともに、市政運営の基本方針である「印西市総合計画」に則した福祉分野の計画として、関連する高齢者・障がいのある人・児童等の個別計画との整合・連携を図っていくものとしします。

また、本計画は、分野横断的な連携による包括的な支援体制の整備に向けて、成年後見制度利用促進基本計画（P37～）、重層的支援体制整備事業実施計画（P43～）、地方再犯防止推進計画（P33）を一体的に策定します。



地域福祉活動計画について

社会福祉協議会による「地域福祉活動計画」は、より身近な地域の生活課題を解決するための計画です。地域福祉に関する「基盤や仕組みをつくる」本計画と、より具体的な「地域ごとの取組をつくる」地域福祉活動計画の両輪によって、地域福祉の推進を図ります。

地域福祉計画に盛り込むべき事項

平成 29 年に国から示された「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（地域福祉計画策定ガイドライン）」においては、計画の中に取り入れなければならない事項として、次の 5 項目が挙げられています。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
総合計画 基本構想	(R3-12)									
総合計画 基本計画	第1次(R3-7)					第2次(R8-12)				
地域福祉計画	第4次 (R3-7)					第5次(本計画) (R8-12)				

●本計画の期間に重複する関連計画の期間

年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)						第5次(R8-12)				
高齢者福祉計画及び 介護保険事業計画							第10期(R9-11)			
障がい者プラン							第6次・第8期 (R9-11)			
こども計画					(R7-11)					
いのち支えあう いんざい自殺対策計画						第2次(R8-12)				

※本計画と一体的に策定する、成年後見制度利用促進基本計画、重層的支援体制整備事業実施計画、地方再犯防止推進計画についても、本計画と同様に令和8年度から令和12年度までを計画期間とします。

4. 地域福祉計画を推進する市民・地域・行政の役割








地域福祉は、地域コミュニティを基盤として、市民の地域福祉活動と公的な福祉サービスとのつながり（協働）によって推進されるものです。そのため、本計画は、市だけではなく、市民や市民団体、地域、社会福祉協議会をはじめとした社会福祉法人、事業者等が連携し、協力し合う「協働」を基本とした計画として策定します。

主体	役割
市民	地域福祉は市民の参加が不可欠であることを踏まえ、支える側と支えられる側の垣根を超えた相互理解と支え合いを育むとともに、困りごとは必要な支援の相談窓口相談する。
地域	地域のコミュニティの醸成を図り、日常的な活動や暮らしの中で、支援を必要としている人がいる際には地域での取組を検討するとともに、必要に応じて相談窓口につなぐ。
社会福祉協議会、 その他社会福祉法人	社会福祉協議会は、地域福祉を推進する団体として「地域福祉活動計画」に基づき、地域福祉活動に取り組む。社会福祉法人は、地域社会に向けた公益的な取組を実施する。 市や地域福祉を推進する団体との連携を図り、活動の中で支援を必要としている人を支援する。
市	庁内各課や関係支援団体との横断的な連携をはじめ、市民や福祉活動団体との連携を図りながら地域福祉の推進を図る。社会福祉協議会との連携を密にして、地域福祉の充実に取り組む。

5. 計画策定の視点（SDGs）

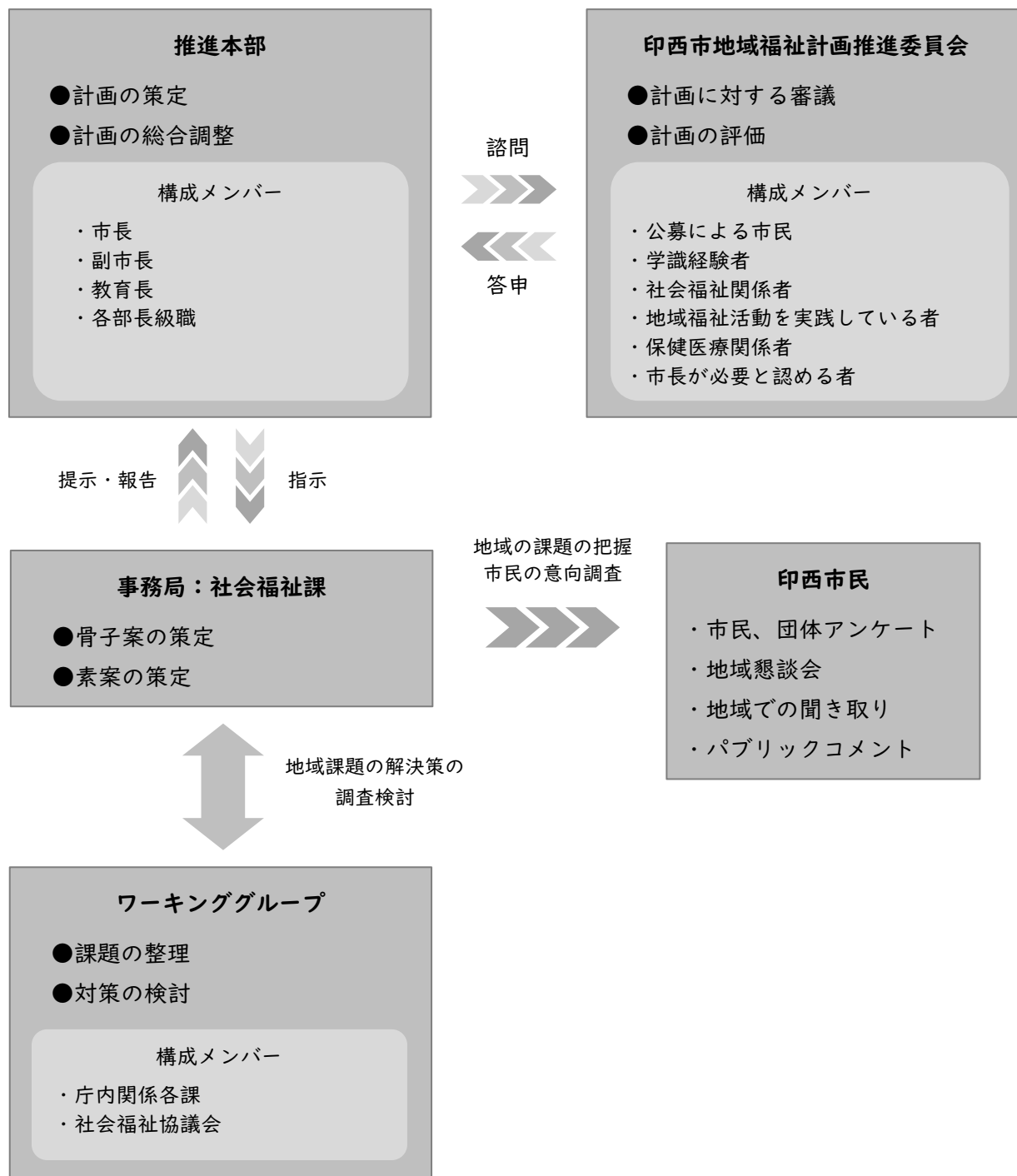
平成 27 年 9 月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、人々が地球環境や気候変動に配慮しながら持続可能な暮らしをするために取り組むべき世界共通の行動目標として「SDGs (エスディーズ) (Sustainable Development Goals/持続可能な開発目標)」が掲げられました。

本計画で取り組む施策は、SDGs の目指す目標と同じ方向性であるため、SDGs の 17 の目標のうち特に関係性の深い目標と関連付け、相互の目標達成に向けた一体的な取組を進めます。

<p>1. 貧困をなくそう</p> 	<p>3. すべての人に健康と福祉を</p> 
<p>5. ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>10. 人や国の不平等をなくそう</p> 
<p>11. 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>16. 平和と公正をすべての人に</p> 
<p>17. パートナーシップで目標を達成しよう</p> 	

6. 計画の策定体制

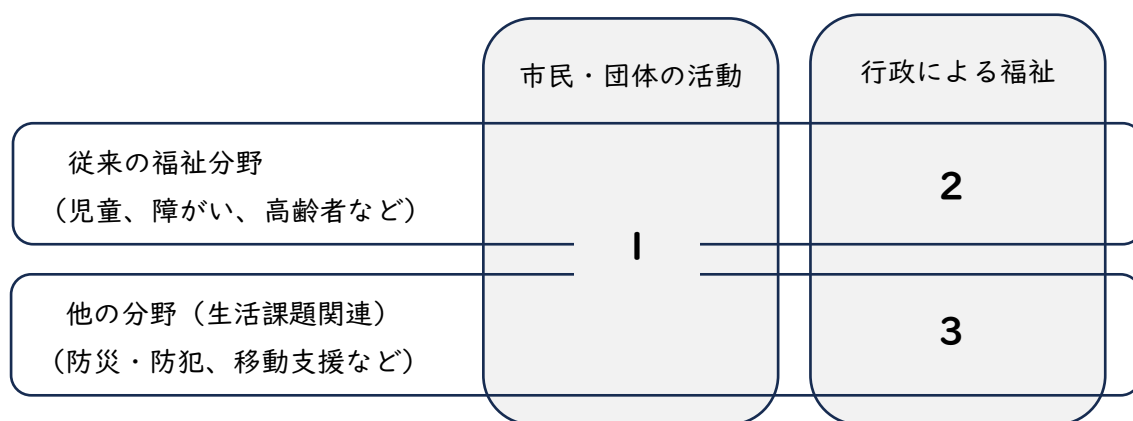
本計画の策定においては、庁内での検討・議論を事務局のほか「推進本部」「ワーキンググループ」において進めるとともに、市民も参加して様々な視点で検討・議論する「印西市地域福祉計画推進委員会」を設置して話し合いを行ってきました。また、市民の視点で地域の課題や今後への意向を把握するため、「市民・団体アンケート」のほか、直接ご意見をうかがう「地域懇談会」「ヒアリング調査」を行いました。また、計画案に対して広く意見を募る「パブリックコメント」を実施しました。



第 2 章

印西市の地域福祉を取り巻く現状

地域福祉の推進にあたっては、行政による制度・施策だけでなく、市民・団体の自発的な活動も重要なものとなります。以下に、アンケート結果や第4次計画の振り返り等からみえる現状を、「市民・団体の活動」の状況Ⅰと「行政による福祉」の状況Ⅱとに分けて整理します。また、行政による福祉については、「従来の福祉分野（児童、障がい、高齢者など）」Ⅱと、「他の分野」Ⅲとに分けて記載します。



Ⅰ 市民・団体の活動に関する状況

市民・団体の活動の基盤となる「つながり」に関して、「地域のつながりの不足（理想とのギャップ）」と「居場所の不足」という問題が生じています。

(1) 地域のつながりの不足（理想とのギャップ）

- ・地域での助け合いを「必要だと思う」（74.1%）市民の割合は高く、隣近所とのつきあいの理想としても「何かあったときにはすぐ助け合える関係」が約半数と高い
- ・一方、実際のつきあいの程度としては「何かあったときにはすぐ助け合える関係」が2割を下回っており、理想とのギャップがある

(2) 居場所の不足

- ・地域懇談会では、人とつながれる「居場所づくり」の必要性を挙げる声が多数で、それを通しての「身近な頼れる人の獲得」「福祉情報の取得」「社会活動に参加することでの心身の健康維持」など多面的な効果が期待されている

また、実際に具体的な地域福祉活動を行っている担い手については、「担い手の不足・高齢化」と「活動に関する情報発信力の低さ」という問題が生じています。

(3)担い手の不足・高齢化

- ・地域福祉関連の団体について、活動上の問題点としては「メンバーの高齢化」(59.3%)が最も高く、次いで「新しいメンバーの加入が進まない」(51.9%)など、担い手関連が上位
- ・地域懇談会でも、全地区で「活動の担い手に対する支援」がニーズとして出ている

(4)活動に関する情報発信力の低さ

- ・担い手不足の一方、活動のPRは「特にしていない」(25.9%)団体も多く、「SNS」を活用している割合は約2割にとどまる
- ・地域懇談会で挙げた支援ニーズも「こども向けのNPO活動を、学校で発信」「地域のボランティアグループが情報交換できる拠点づくり」など、情報発信・共有関連が多数

2 行政による福祉（従来の福祉分野）の状況

社会動向として、「制度の狭間や複合的課題の存在」が問題となっています。

(1)制度の狭間や複合的課題の存在

- ・国の制度設計や変更に従う形で、各自治体で相談機関や支援制度の整備が進められてきており、本市も対応を進めてきている
- ・制度の充実が進んできた一方で、制度の狭間に陥るケースや複合的課題を抱えるケース（8050問題やヤングケアラーなど）への支援に対する社会的要請が高まっている

また、「社会的孤立」や「支援情報の把握に至るまでの障壁」という問題が生じています。

(2)社会的孤立

- ・高齢化が進み、高齢者が増える中で、高齢者のうち「一人暮らし高齢者」の割合も上昇
- ・地域懇談会で挙げられた「気になるケース」も、高齢単身世帯に関するものが多数（具体的な困り事としては買い物、ゴミ出しなど「ちょっとしたこと」が多い）
- ・孤立を防ぎ、必要な支援を届ける「アウトリーチ」の施策は必ずしも進んでいない

(3)支援情報の把握に至るまでの障壁

- ・制度的福祉の充実が進む中で、各種支援の仕組みの多様化・複雑化も進行
- ・地域懇談会で挙げた「必要な支援」も既に展開済みのものが多く、それらの認知度は低い
- ・市民アンケートで、「市の福祉で必要なこと」としては「福祉情報の充実」(41.6%)が1位
- ・地域懇談会では情報のわかりづらさ、一元化された情報媒体の不在などが指摘される

●個別の福祉分野に関する市の状況

個別の福祉分野に関する市の状況について、直近の個別計画を基に整理します。

分野（計画名）	市の状況
高齢者福祉 第9期印西市 高齢者福祉計画及び 介護保険事業計画より (R6 策定)	「健康づくりへの関心を高め、健康で生きがいを持って活躍する社会を実現していくこと」「誰もが地域で気軽に安心して外出できる環境づくりを進めていくこと」「介護保険サービスの継続に取り組むとともに、介護現場の声にあった省力化や効率化についても検討していくこと」を課題としている。
障がい者福祉 印西市障がい者プラン より (R6 策定)	「相談支援」「権利擁護」「就労支援」「(障がいのある子どもについて)一貫した支援体制の整備」「(障がいがあっても)住みやすいまちづくり・災害対策」を重点施策としている。
児童福祉 印西市子ども計画 (いんざい子どもプラン) より (R7 策定)	「幼児期の保護者の不安解消に向けた相談体制の充実など」「学童期・思春期・青年期の安心して過ごせる居場所の選択肢を増やすこと」「子ども自身の悩みごとの相談体制の整備」「子育て当事者のニーズへの対応(保育園など)」「地域全体での子育て支援」等を課題としている。

※本計画では、個別の福祉分野における取組については、「各分野で共通して取り組むべき事項」「特に重点的に取り組む事項」を中心に掲載し、それら以外は、基本的には個別分野の各計画の管轄としています。

3 行政による福祉（従来の福祉分野以外）の状況

市民の生活課題の解消に向けて、従来の福祉分野以外との連携が求められており、「包括的かつ身近な相談体制の不足」という問題や、「生活支援に対する多様な市民ニーズ」が生じています。

(1) 包括的かつ身近な相談体制の不足

- ・市では福祉の総合相談窓口を既に整備している一方、懇談会では「ちょっとした事柄の身近な相談場所」のニーズが多く挙げられる（例：買い物、ゴミ出し、電球の交換）
- ・市民アンケートで、「市の福祉で必要なこと」としては「気軽に困りごとを相談できる相談窓口の充実」(39.3%)が多い

(2) 生活支援に対する多様な市民ニーズ

- ・地域懇談会で挙げた「身近な気になるケース」の多くは、移動や買物が困難な事例（「できるとよいこと」の案としても「乗り合いタクシー」「コミュニティバス拡充」等が多数）
- ・市民アンケートでは、福祉の各種取組の中で、重視する割合が最も高いのは「防犯・防災」

第 3 章

計画の基本的な考え方

1. 基本理念と基本目標

(1) 基本理念

人と人が「つながる」ことは、社会的孤立を防ぎ、精神的に良好な状態をもたらすほか、それぞれの状況に応じた必要な支援へと「つながる」上でも重要であり、安心して暮らせる社会をつくる上での基礎となるものです。

一方で昨今は、他者と「つながる」ことに対する価値観も人によって様々であり、求めているものも異なることから、互いに配慮しつつ思いやりを持って「優しくつながる」ことが重要です。

こうした考え方を踏まえ、本計画の基本理念を下記の通り「人と人が優しくつながる、いつまでも安心なまち」とします。

『 人と人が優しくつながる、いつまでも安心なまち 』

(2) 基本目標

基本目標1 『地域の力を強くする』

人と人がふれあい、顔が見える関係でつながれる地域づくり、また市民の互助意識の向上を図り、地域の活性化を推進するとともに、福祉活動を行っている担い手への支援を行います。

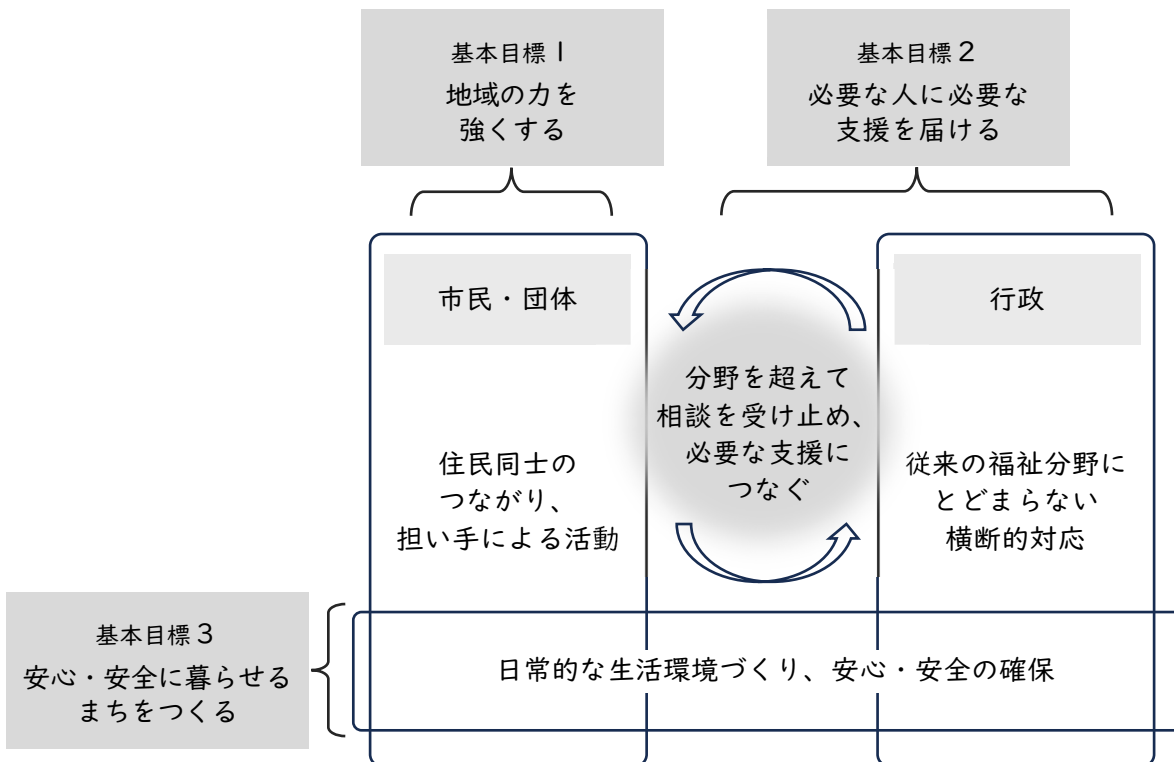
基本目標2 『必要な人に必要な支援を届ける』

多様化する福祉ニーズを踏まえ、必要な人に必要な支援がもれなく届くよう、支援をする人たちと地域とのつながりづくりを推進しながら、情報発信や支援体制の強化を行います。

基本目標3 『安心・安全に暮らせるまちをつくる』

誰もが孤立せず、心身ともに安心して暮らしていけるよう、防災・防犯の取組や地域における日常生活の支援等を推進します。

●基本目標同士の関係



2. 施策体系

基本目標	関連する現状（第2章参照）	基本施策
1 地域の力を 強くする	<ul style="list-style-type: none"> ●地域のつながりの不足（理想とのギャップ） ●居場所の不足 	(1) つながりづくりと意識の醸成
	<ul style="list-style-type: none"> ●担い手の不足・高齢化 ●活動に関する情報発信力の低さ 	(2) 地域福祉活動の担い手への支援
2 必要な人に 必要な支援を届 ける	<ul style="list-style-type: none"> ●社会的孤立 ●支援情報の把握に至るまでの障壁 	(1) 支援の情報発信とアウトリーチ
	<ul style="list-style-type: none"> ●制度の狭間や複合的課題の存在 ●包括的かつ身近な相談体制の不足 	(2) すき間のない支援体制の構築
3 安心・安全に 暮らせるまちを つくる	<ul style="list-style-type: none"> ●社会的孤立 ●包括的かつ身近な相談体制の不足 ●生活支援に対する多様な市民ニーズ 	(1) 防災・防犯と見守り支援の充実
		(2) 暮らしやすい生活環境づくり
		(3) 誰一人取り残さない多様な支援

3. 重点取組

本計画においては、以下の6つの重点取組を設けます。

●基本目標1

重点取組1：孤独・孤立を防ぐ居場所づくり

重点取組2：民生委員児童委員のより活動しやすい環境づくり

●基本目標2

重点取組3：福祉情報のわかりやすい発信/居場所と連携したアウトリーチの推進

重点取組4：重層的支援体制整備事業の実施に向けた連携の推進/様々な分野における相談対応と連携

●基本目標3

重点取組5：避難行動要支援者対策の推進/様々な主体と連携した防災訓練の推進

重点取組6：買い物支援策の検討及び実施

第 4 章

施策の展開

- 本章は、「6つの重点取組（P16～）」、「基本目標1～3（P22～）」の順に書かれています。
- 「6つの重点取組」は、「基本目標1～3」の中で定める施策のうち、特に重点的に取り組むものです。内容についてもより詳細に記載しており、重点取組ごとに目標を設定しています。
- 「基本目標1～3」においては、重点取組以外も含めて、取組を網羅的に示しています。

基本目標ごとに
様々な取組を展開

特に重点的に取り組む「6つの重点取組」

基本目標1～3	6つの重点取組
基本目標1 地域の力を 強くする	重点取組1 孤独・孤立を防ぐ居場所づくり
基本目標2 必要な人に 必要な支援を届ける	重点取組2 民生委員児童委員のより活動しやすい環境づくり
基本目標3 安心・安全に 暮らせるまちをつくる	重点取組3 福祉情報のわかりやすい発信/居場所と連携したアウトリーチの推進
	重点取組4 重層的支援体制整備事業の実施に向けた連携の推進/様々な分野における相談対応と連携
	重点取組5 避難行動要支援者対策の推進/様々な主体と連携した防災訓練の推進
	重点取組6 買い物支援策の検討及び実施

次のページからは、
まず「6つの重点取組」
について記載しています！



6つの重点取組

基本目標1～3の中で定める施策（後掲）のうち、特に重点的に取り組む内容を示します。

重点取組 |

孤独・孤立を防ぐ居場所づくり

高齢者、障がいのある人、子ども、生活困窮者、ひきこもりの人など、それぞれが他の人とつながれる居場所づくりを進めます。また、いつでも誰でも気軽に立ち寄れ、ちょっとした相談・情報交換ができ、つながることのできる拠点の設置を進めます。

重点取組の概要

① 現状の 問題点

- ・人とつながれる交流の場の必要性を指摘する声が多い
- ・地域福祉活動に関する情報が行き届いていない
- ・居場所づくりの状況は分野により差があり、生活困窮者やひきこもりの人など、福祉の特定の分野に当てはまらない方の居場所づくりは必ずしも進んでいない

② 具体的な 取組 と 期待する 効果

具体的な取組		期待する効果
●居場所についての情報整理と庁内検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内各課の所管する居場所事業と目的の整理 ・ 参加状況の確認 	➔	今後行うべき居場所づくりの方向性の具体化 発信できる居場所情報の整理
●誰でも気軽に立ち寄れる場所の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活困窮者やひきこもりの人の参加できる居場所の整備 ・ 居場所の周知・発信 ・ 社会福祉協議会支部活動の支援 	➔	頼れる人、身近な相談先の獲得 参加者同士のピアサポート 居場所の参加者数の増加

③ 目標

中間目標 ※R7年度末	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後行うべき居場所づくりについての検討 ・ 生活困窮者やひきこもり等の居場所事業の開始
最終目標 ※R12年度末	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会と連携した居場所事業の開始

重点取組 2

民生委員児童委員のより活動しやすい環境づくり

民生委員児童委員を各地区に適正に配置できるよう、活動内容に関する周知・広報や各種支援を通し、活動しやすい環境づくりを進めるほか、活動の負担軽減について改めて検討を行います。

重点取組の概要

① 現状の 問題点

- ・定数に対する充足率の低下
- ・活動内容の負担感の大きさ
- ・活動内容の認知度不足

② 具体的な 取組 と 期待する 効果

具体的な取組	期待する効果
●活動の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・若年層向け広報（SNS等） ・地域イベントでの活動紹介 	➡ 認知度の向上 潜在的な候補者の拡大
●活動の魅力の紹介 <ul style="list-style-type: none"> ・「やりがい」や「地域とのつながり」の訴求 ・現役委員の声を紹介する記事の作成 	➡ 活動に対するイメージ向上 活動に興味を持つ市民の拡大
●活動しやすさにつながるサポート <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員協力員制度によるサポート ・会議の見直し等による負担軽減 ・地域包括支援センター等との連携強化 	➡ 負担感の低減
●柔軟な制度設計 <ul style="list-style-type: none"> ・自己推薦による募集 ・委員経験者の再登用制度 ・活動費の見直し 	➡ 候補者の多様化・拡大

③ 目標

中間目標 ※R9年度末	<ul style="list-style-type: none"> ・活動内容を紹介する新規コンテンツの創出 ・登用に係る柔軟な制度設計とその施行
最終目標 ※R12年度末	<ul style="list-style-type: none"> ・充足率を10ポイント向上（R7年12月現在で66.5%） ・最も低い地区の充足率を60%以上まで上昇させる

重点取組 3

福祉情報のわかりやすい発信/居場所と連携したアウトリーチの推進

- ・ 広報紙やホームページ、各種パンフレット等多様な媒体を活用して、福祉に関する情報をわかりやすく発信するとともに、相談先や受けられる支援について情報の一元化を進めます。
- ・ 各種の居場所や活動の場と連携し、支援が必要な人を把握して必要な支援につなげていくアウトリーチに取り組みます。

重点取組の概要

① 現状の問題点

- ・ 各種の支援情報のわかりづらさや、一元化された情報媒体の不足が指摘されている
- ・ 支援が必要な人が必ずしも支援制度の利用に至っていない

	具体的な取組	期待する効果
② 具体的な取組と期待する効果	● 発信・アウトリーチに向けた検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 発信を要する福祉情報及び発信方法の協議 ・ アウトリーチにつなげうる居場所の整理 	→ 情報発信の方向性の明確化 アウトリーチ実施場所の選定
	● 支援情報の一元化、わかりやすさの向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉情報の集約 ・ デザイン性や可読性の高い支援情報の検討 	→ 支援者間での情報共有による支援へのつながりやすさの向上
	● アウトリーチの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 居場所の担い手や支援者との情報共有の強化 ・ 地域の支援者や交流の場における、支援ニーズの把握と支援情報の発信 	→ 支援が必要な人と支援とを「つなげる」機能の強化

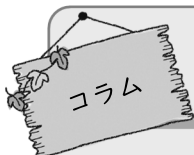
③ 目標

中間目標
※R9年度末

- ・ アウトリーチを通じてひきこもり等の支援の開始

最終目標
※R12年度末

- ・ 各種の居場所と連携したアウトリーチ体制の整備



アウトリーチって？

アウトリーチとは、様々な形で、必要な人に必要な支援と情報を届けることを指します。「本人から問い合わせがあれば対応する」だけでなく、支援の対象者をこちらから把握したり、対象者のいる場に出向いたり、こちらから積極的に情報を提供したりといった、「こちらから」の取組であるといえます。

市内の様々な居場所と連携しながら、このアウトリーチを進めていきます。



重点取組 4

重層的支援体制整備事業の実施に向けた連携の推進/様々な分野における相談対応と連携

- ・重層的支援体制整備事業の実施に向けて、関係する部署・機関や地域の関係団体等によるネットワークを構築し、分野横断的な支援体制の整備を行います。
- ・各種相談窓口を周知し、利用を促進するとともに、連携することにより市全体で包括的な相談支援体制を構築します。

重点取組の概要

① 現状の問題点

- ・複雑化、複合化した生活課題を持つ世帯の増加
- ・個別分野の支援制度では対応が困難で制度の狭間に陥るケースの存在
- ・縦割り型福祉制度の限界

② 具体的な取組と期待する効果

具体的な取組	期待する効果
●関係機関との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ・多機関と連携した支援会議の実施 ・ワークショップなどの実施 ・市内のOJTの実施 	→ 制度への共通理解の促進 課題対応力の強化 連携意識の醸成
●連携可能な社会資源の情報収集 <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口や居場所等の社会資源マップ作成 ・福祉活動団体や市民活動団体の把握 	→ 社会資源の見える化 地域活動団体との連携強化
●高齢者・障がいのある人・こどもに対応した相談窓口における包括的な相談体制の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・相談を幅広く受け止め、必要に応じて他機関と連携 	→ 分野横断的な包括的相談体制の整備
●福祉の総合相談窓口やいんざいワーク・ライフサポートセンターの周知 <ul style="list-style-type: none"> ・分野を問わない困りごとを受け止める相談窓口の周知 ・生活困窮やひきこもりを対象とした支援窓口の周知 	→ 制度の狭間の解消 あらゆる困りごとの相談しやすさの向上 不安の解消

③ 目標

中間目標
※R9年度末

- ・多機関と連携した支援会議の実施 年2回

最終目標
※R12年度末

- ・支援会議の継続実施 年2回以上
- ・福祉の総合相談窓口における相談対応件数の増加

重点取組 5

避難行動要支援者対策の推進/様々な主体と連携した防災訓練の推進

- ・災害時における人的被害を最小限とするため、「避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、避難行動要支援者名簿の作成や地域の避難支援等関係者による支援体制づくりを進めます。
- ・地域住民のほか、学校や福祉施設等、様々な主体と連携した、障がいのある人や医療的ケア児（者）、海外にルーツを持つ人も参加できる防災訓練の実施を検討します。

■重点取組の概要

① 現状の 問題点

- ・地域のつながりの希薄化に伴う地域防災力低下の懸念
- ・高齢単身世帯など避難行動の支援を要する市民の増加

② 具体的な 取組 と 期待する 効果

具体的な取組	期待する効果
●個別避難計画の作成の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿の作成 ・作成に関与する主体の整理 ・作成方針（優先度等）の検討 	→ 個別避難計画作成の円滑化
●支援を要する人の防災訓練 <ul style="list-style-type: none"> ・各分野における防災訓練実施状況の整理 ・様々な主体と連携した防災訓練の検討 	→ 地域防災力の向上 避難行動に支援を要する人の不安解消

③ 目標

中間目標 ※R7年度末	<ul style="list-style-type: none"> ・個別避難計画の作成に係る優先度の検討
最終目標 ※R12年度末	<ul style="list-style-type: none"> ・個別避難計画作成率 10ポイント向上（R7年2月現在で9.0%）

重点取組 6

買い物支援策の検討及び実施

食料品等の日常の買い物が困難な状況にある「買い物弱者」への支援のあり方について、ワーキンググループによる検討及びモデル事業の実施を進めます。

重点取組の概要

① 現状の問題点

- ・ 日常の買い物支援に困難を抱えるケースが報告されている
- ・ 高齢化や単身世帯の増加、運転免許証返納の進展等によるニーズ増加が予想される
- ・ 具体的な支援のあり方が明確になっていない

② 具体的な取組と期待する効果

具体的な取組	期待する効果
●支援策の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者へのインタビューなどの情報収集 ・ 庁内ワーキングなどによる幅広い支援策の検討 	➡ 支援の方向性の明確化
●モデル事業実施に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 他市事例等の研究 ・ 移動スーパーなどモデル事業の展開 	➡ 買い物困難ケースの減少
●民間サービスを含む様々な買い物手法の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・ ゆうゆうサービスや、印西市シルバー人材センター等による買い物代行等の利用促進 ・ ネットスーパーや宅配サービスなどの周知 	➡ 買い物困難ケースの減少 社会資源の活用
●支部社協との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支部社協による買い物支援事業のサポート ・ 優良事例の横展開の検討 	➡ 地域における支援活動の活性化

③ 目標

中間目標 ※R9年度末	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動スーパーなどモデル事業の開始 ・ 民間サービスを含む様々な買い物手法の具体的な周知
最終目標 ※R12年度末	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動スーパーなどモデル事業の展開

基本目標Ⅰ 地域の力を強くする

人と人がふれあい、顔が見える関係でつながれる地域づくり、また市民の互助意識の向上を図り、地域の活性化を推進するとともに、福祉活動を行っている担い手への支援を行います。

(1) つながりづくりと意識の醸成

孤独・孤立を防止するつながりづくり・居場所づくりや、市民の互助意識の向上を図ります。

① つながりづくり・居場所づくり

No.	取組名	内容	担当
1	孤独・孤立を防ぐ 居場所づくり ※新規 (重点取組)	高齢者、障がいのある人、こども、生活困窮者、ひきこもりの人など、それぞれが他の人とつながれる居場所づくりを進めます。また、いつでも誰でも気軽に立ち寄れ、ちょっとした相談・情報交換ができ、つながることのできる拠点の設置を進めます。	社会福祉課 高齢者福祉課 子育て支援課 障がい福祉課 社会福祉協議会
2	属性や世代を超えて つながれる場づくり	属性や世代を超えて、地域でのふれあいが進むよう、社会福祉協議会支部等が行っているふれあいサロンや安全パトロール、学校との交流事業等の交流の場づくりの推進に取り組みます。	社会福祉課 指導課 関係各課 社会福祉協議会
3	地域の交流を生む イベント等の実施	市民同士の交流促進に向け、地域での世代間交流をはじめ、公民館・中央駅前地域交流館まつりや地元産業と市民の交流イベント等の実施、総合型地域スポーツクラブを通じた地域交流、海外にルーツを持つ人との交流体験等に取り組みます。	企画政策課 農政課 保育幼稚園課 スポーツ振興課 生涯学習課 関係各課 社会福祉協議会

※新規とあるものは、第5次印西市地域福祉計画（本計画）から新たに設定したものです。

②地域福祉の意識の醸成

No.	取組名	内容	担当
4	ボランティア体験	学校ボランティアや、中学生以上（大人を含む）が対象の夏休みボランティアなど、地域福祉活動にまだ親しんでいない市民もボランティア体験ができる機会を設けます。	社会福祉協議会 指導課 市民活動推進課 社会福祉課
5	福祉教育や研修会の充実 ※新規	学校等での福祉教育をはじめ、福祉への理解を深める出前講座、障がいのある人や高齢者等の理解を深める講演会や体験学習等を実施します。また、企業等も含め、障がいのある人への合理的配慮や、高齢者の見守り方など、福祉の観点で求められる配慮について研修会等を通じた普及に努めます。	高齢者福祉課 障がい福祉課 指導課 生涯学習課 社会福祉協議会
6	町内会・自治会の設立・加入の促進	町内会・自治会未組織の地域に対する設立支援や、転入者への加入促進に向けた働きかけを行うとともに、活動による負担のあり方について見直し・検討を行います。	市民活動推進課
7	地域福祉活動に関する情報発信	市の広報やホームページ等をはじめ、社会福祉協議会や市民活動支援センター等の媒体を含む多様な手段を活用し、地域福祉の活動に関する情報発信を行います。	市民活動推進課 障がい福祉課 社会福祉協議会
8	地域福祉計画や推進主体の認知度向上	「地域福祉計画」のほか、地域福祉の推進において重要な役割を担う「社会福祉協議会」や「民生委員・児童委員」について、幅広い世代に向けた認知度向上に取り組みます。	社会福祉課 子育て支援課 社会福祉協議会

(2) 地域福祉活動の担い手への支援

地域福祉活動を行う担い手に対し、より活動・活躍しやすくなるよう支援を行います。

①活動の後押し

No.	取組名	内容	担当
9	ボランティアへの支援・コーディネート	市民による福祉ボランティア活動の推進に向け、ボランティアセンター機能を強化し、ボランティア団体に関する情報提供をはじめ、ボランティアに関する相談、参加促進等の支援を行います。また、若年層を含む幅広い世代が活動できるよう、隙間時間に行える活動の機会づくりや、活動を後押しする仕組み等について、検討を行います。	社会福祉協議会
10	市民活動の活性化	市民活動に関する情報や活動場所の提供に加え、活動に関する相談受付や助言、講座等の実施により、市民活動の活性化を支援します。	市民活動推進課 社会福祉課
11	シニア世代の活躍を支援する相談対応・情報提供 ※新規	就労、ボランティア（有償・無償）、市民活動、趣味など、シニア世代の第二の人生における様々なニーズに応じた多様な選択肢を示し、情報を一元的に提供できる仕組みを整備します。	高齢者福祉課
12	活躍できる場の提供 ※新規	就労やボランティアなど、高齢者が自身の能力や意向に応じて地域社会で活躍できる場の提供を、様々な部署・団体と連携して進めます。	高齢者福祉課 経済振興課 関係各課

②人材育成

No.	取組名	内容	担当
13	地域福祉の核となる人材の育成	地域福祉を推進するボランティアや地域の福祉人材の育成講座を開催し、市民主体の地域福祉推進に向けた人材育成を進めます。	高齢者福祉課 障がい福祉課 生涯学習課 社会福祉協議会

③活動運営の支援

No.	取組名	内容	担当
14	民生委員児童委員のより活動しやすい環境づくり (重点取組)	民生委員児童委員を各地区に適正に配置できるよう、活動内容に関する周知・広報や各種支援を通し、活動しやすい環境づくりを進めるほか、活動の負担軽減について改めて検討を行います。	社会福祉課 子育て支援課
15	団体間のつながりの強化と情報発信の支援	地域福祉に係る団体間の交流機会の創出や情報共有等により、つながりの強化を図ります。また、団体の活動についての情報発信を支援します。	市民活動推進課 社会福祉課 関係各課 社会福祉協議会

基本目標2 必要な人に必要な支援を届ける

多様化する福祉ニーズを踏まえ、必要な人に必要な支援がもれなく届くよう、支援をする人たちと地域とのつながりづくりを推進しながら、情報発信や支援体制の強化を行います。

(1) 支援の情報発信とアウトリーチ

必要な人に必要な支援がもれなく届くよう、情報発信を行うだけでなく、支援が必要な人とつながっていくため、アウトリーチ等を通じた支援を行います。

①情報発信

No.	取組名	内容	担当
16	福祉情報のわかりやすい発信 (重点取組)	広報紙やホームページ、各種パンフレット等多様な媒体を活用して、福祉に関する情報をわかりやすく発信するとともに、相談先や受けられる支援について情報の一元化を進めます。	秘書広報課 社会福祉課 関係各課

②アウトリーチ

No.	取組名	内容	担当
17	居場所と連携したアウトリーチの推進 ※新規 (重点取組)	各種の居場所や活動の場と連携し、支援が必要な人を把握して必要な支援につなげていくアウトリーチに取り組めます。また、ひきこもり等の支援についても本人や世帯との関係性の構築に向けた支援に取り組めます。	社会福祉課 高齢者福祉課 障がい福祉課 子育て支援課 子ども家庭課 関係各課 社会福祉協議会
18	子育てに関する相談体制の充実 ※新規	子育ての不安軽減に向け、ニーズのある保護者に行政側からアプローチするプッシュ型での情報提供や移動相談、親同士のつながりづくりを進めます。	子育て支援課 子ども家庭課
19	ヤングケアラーへの支援 ※新規	学校や各種相談機関等と連携し、ヤングケアラーの把握に努めるとともに、適切な対応につなげます。	子育て支援課 子ども家庭課 指導課 関係各課

(2) すき間のない支援体制の構築

分野を問わず、必要な人に必要な支援を行えるよう、分野横断的な連携や包括的な相談対応など、支援体制の構築を行います。

①分野横断的な連携

No.	取組名	内容	担当
20	重層的支援体制整備事業の実施に向けた連携の推進 (重点取組)	重層的支援体制整備事業の実施に向けて、関係する部署・機関や地域の関係団体等によるネットワークを構築し、分野横断的な支援体制の整備を行います。	社会福祉課 関係各課 社会福祉協議会
21	地域包括支援センターと地域との連携の推進	地域住民や地域組織、生活支援コーディネーター、ボランティア等と連携・協議しながら、住民同士の支え合い活動の体制づくりを進めます。また、集いの場などの社会資源について情報収集・集約を進めるとともに、作成した社会資源マップの活用を図ります。	高齢者福祉課

②包括的な相談対応

No.	取組名	内容	担当
22	福祉の総合相談窓口	どこに相談したらよいかわからない人が気軽に悩みを相談できる「福祉の総合相談窓口」を運営し、複雑な課題を含めて属性や世代を問わず包括的に相談を受け止めるとともに、相談内容に応じて適切に他機関と連携しながら対応します。また、窓口の周知を通して利用促進を図ります。	社会福祉課 関係各課
23	様々な分野における相談対応と連携 (重点取組)	地域包括支援センター、いんば障害者相談センター（基幹相談支援センター）、いんざいワーク・ライフサポートセンター、こども家庭センター等の各種相談窓口を周知し、利用を促進するとともに、連携することにより市全体で包括的な相談支援体制を構築します。	社会福祉課 高齢者福祉課 障がい福祉課 子育て支援課 子ども家庭課 市民活動推進課 指導課
24	相談対応の質の向上	様々な相談に迅速かつ横断的に対応できる相談体制を確保するため、各種研修の実施や参加促進、また他分野の各種支援についての情報共有を通じて相談員等のレベルアップを図ります。	社会福祉課

基本目標3 安心・安全に暮らせるまちをつくる

誰もが孤立せず、心身ともに安心して暮らしていけるよう、防災・防犯の取組や地域における日常生活の支援等を推進します。

(1) 防災・防犯と見守り支援の充実

地域で安全に、安心して暮らせるよう、地域における防災・防犯や見守り支援を充実させます。

①防災

No.	取組名	内容	担当
25	避難行動要支援者対策の推進 (重点取組)	災害時における人的被害を最小限とするため、「避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、避難行動要支援者名簿の作成や地域の避難支援等関係者による支援体制づくりを進めます。	防災課 企画政策課 市民活動推進課 社会福祉課 高齢者福祉課 障がい福祉課 子育て支援課 子ども家庭課
26	地域における防災活動等の推進	自主防災組織の設置・運営への支援を行うとともに、組織間の連携を推進します。また、地域の防災対応力の充実に向け、防災総合ガイドブックのほか各種媒体や出前講座等による情報提供・意識啓発を行います。	防災課
27	様々な主体と連携した防災訓練の推進 ※新規 (重点取組)	地域住民のほか、学校や福祉施設等、様々な主体と連携した、障がいのある人や医療的ケア児(者)、海外にルーツを持つ人も参加できる防災訓練の実施を検討します。また、災害ボランティアセンターの設置訓練を行います。	防災課 社会福祉課 関係各課 社会福祉協議会
28	海外にルーツを持つ人の防災の推進	海外にルーツを持つ人に対応した多言語版防災総合ガイドブックの配布とともに、多言語版避難場所案内板の設置に取り組みます。また、国際交流協会等と連携し、海外にルーツを持つ人の避難行動を支援できる体制づくりを進めます。	防災課 企画政策課
29	福祉避難所の充実	災害時に、要介護者や障がいのある人等の支援を必要とする人たちが、福祉避難所で安心して避難生活を送れるよう、必要備品等の確保に取り組むとともに、協定を締結している市内施設との連携を強化します。	防災課 社会福祉課 高齢者福祉課 障がい福祉課 子育て支援課 子ども家庭課

②防犯

No.	取組名	内容	担当
30	地域における防犯体制の強化	防犯パトロールを行うとともに、市民安全情報の配信、高齢者を中心とした防犯講話、警察と連携した情報提供や街頭啓発活動を行います。	市民活動推進課
31	防犯設備の整備	防犯灯の設置を進めるとともに、町内会・自治会等を行う防犯カメラの設置を支援します。	市民活動推進課

③見守り支援

No.	取組名	内容	担当
32	孤立防止に向けた地域での見守り	地域における高齢者等の孤立防止や地域の福祉課題の早期発見等に向け、地域での見守り活動や安全パトロール活動を充実させます。	市民活動推進課 社会福祉課 高齢者福祉課 子ども家庭課 社会福祉協議会
33	高齢者等の地域見守りネットワークの強化	事業者と連携し、日常の業務において地域の高齢者等を見守ってもらう「高齢者等地域見守りネットワーク事業」を推進するとともに、連絡会や講習等を通じたネットワークの強化に取り組みます。	高齢者福祉課

(2) 暮らしやすい生活環境づくり

地域で安心して日常生活を送れるよう、公共交通や生活支援の充実に取り組みます。

①日常生活の支援

No.	取組名	内容	担当
34	買い物支援策の検討及び実施 (重点取組)	食料品等の日常の買い物が困難な状況にある「買い物弱者」への支援のあり方について、ワーキンググループによる検討及びモデル事業の実施を進めます。	高齢者福祉課 社会福祉課 社会福祉協議会
35	高齢者の移動しやすい環境づくり ※新規	70歳以上の方を対象とした「高齢者ふれあいバス等無料乗車カード」や、タクシー利用券について、交付を行うとともに、利便性の向上を図ります。	高齢者福祉課
36	移動に困難のある人への支援	身体の状況から移動が困難な高齢者や障がいのある人に対し、福祉タクシーや外出支援サービスなど、目的に適應する送迎サービスを実施します。	高齢者福祉課 障がい福祉課
37	ふれあいバス等の利便性の向上	ふれあいバスや路線バス等の市内公共交通機関について、「地域公共交通計画」に基づき、関係者間の連携強化と面的な公共交通ネットワークの構築を図ります。また、ふれあいバスについて、ルート設定の見直しやバス停への設備設置等を通して利便性向上を図ります。	交通政策課
38	孤立を防ぐ日常生活支援 ※新規	緊急通報装置の設置、救急医療情報キットの配布、配食サービスなど、高齢者、障がいのある人等を対象とした福祉サービスによる日常生活支援に取り組みます。	高齢者福祉課 障がい福祉課 社会福祉協議会

②インクルーシブな環境づくり

No.	取組名	内容	担当
39	バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	バリアフリー化やユニバーサルデザインについて、市道や公園等の整備、また公共施設の大規模改修等において導入を進めるとともに、開発事業者に対して、配慮するよう指導していきます。	開発建築課 公園緑地課 道路管理課 道路建設課 関係各課
40	情報のアクセシビリティの向上	視覚、聴覚、知的障害を持つ人や海外にルーツを持つ人などに配慮し、音声案内、手話、やさしい日本語、多言語、ピクトグラムなどを活用した情報提供に努めます。	高齢者福祉課 障がい福祉課 関係各課
41	インクルーシブなこどもの遊び場の整備 ※新規	障がいの有無を問わずに楽しめる、インクルーシブ要素を持った全天候型のこどもの遊び場やインクルーシブ公園を整備します。	子育て支援課 公園緑地課

(3) 誰一人取り残さない多様な支援

誰もが、地域で安心して自分らしく暮らせるよう、きめ細かい支援を充実させます。

①個人の属性に応じた多様な支援

No.	取組名	内容	担当
42	認知症施策の推進 ※新規	認知症当事者の声を聴く機会を確保しながら「認知症施策推進計画」を策定します。また、その計画内容に基づき、認知症になっても希望を持って自分らしく暮らし続けられるよう、認知症施策を推進します。	高齢者福祉課
43	成年後見制度の利用促進	「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、中核機関を中心に、制度の周知や利用促進に取り組みます。	社会福祉課 高齢者福祉課 障がい福祉課 社会福祉協議会
44	障がいのある人の就労支援強化 ※新規	障がいのある人が働きながら自分らしくいられるよう、学校や市内事業者と連携しながら、就労先への同行や就労先での支援等を行います。	障がい福祉課
45	生活困窮者の自立支援	生活困窮者等の自立支援に向け、生活困窮者自立相談支援機関（いんざいワーク・ライフサポートセンター）を中心に、生活困窮者等の状況把握と課題を整理する自立相談支援をはじめ、就労準備支援、家計改善支援等に取り組みます。	社会福祉課
46	虐待・DV等の防止対策の推進	虐待・DV等の防止に向けて、関係機関との連携や情報共有を行うとともに、通告や相談に適切に対応できる体制を確保します。	市民活動推進課 高齢者福祉課 障がい福祉課 子育て支援課 子ども家庭課 指導課
47	自殺対策の推進	「いのち支えあういんざい自殺対策計画」に基づき、地域における自殺対策のネットワーク構築をはじめ、自殺対策を支える人材の育成、市民への意識啓発等の推進等に取り組みます。	健康増進課 関係各課
48	多文化共生の推進	「国際化推進方針」に基づき、国籍や文化の違う人同士が共に安心して暮らすことができるよう、多文化共生の意識啓発や児童・生徒の国際理解教育、保育園における外国人講師との交流等を行うほか、市民主体の国際理解・交流事業の活動支援を行います。	企画政策課 保育幼稚園課 関係各課

No.	取組名	内容	担当
49	海外にルーツを持つ人への支援	海外にルーツのある人が安心して生活できるよう、生活上の課題に関する相談支援や、各種情報の多言語化を行います。また、国際交流協会と連携して日本語教室を運営します。	企画政策課 子育て支援課 子ども家庭課 関係各課

②再犯防止の推進（地方再犯防止推進計画）

No.	取組名	内容	担当
50	生活の確保 ※新規	犯罪や非行をした人が、安心して暮らせるように、生活困窮者自立支援制度等の支援を活用し、就労や住居の確保につなげます。	社会福祉課
51	医療や福祉サービスの利用促進 ※新規	福祉の総合相談窓口の周知を徹底し、犯罪や非行をした人が、必要な医療や福祉サービスを気軽に利用できるように努めます。	社会福祉課 障がい福祉課
52	啓発活動 ※新規	保護司会、更生保護女性会や関係機関と連携し、“社会を明るくする運動”における活動を通して、更生保護や非行防止に関する広報・啓発に取り組みます。	社会福祉課 生涯学習課
53	関係機関との連携 ※新規	保護司会や更生保護女性会の活動を支援するとともに関係機関と連携し、犯罪や非行をした人が地域で孤立しない環境づくりに努めます。	社会福祉課



再犯防止推進計画って？

犯罪をした人の中には、安定した仕事や住居がない人、高齢で身寄りがいない人など、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人が多く存在します。「再犯の防止等の推進に関する法律」では、再犯防止に関する施策を実施する責務が、国だけでなく地方公共団体にもあることが明記されており、都道府県と市町村には「地方再犯防止推進計画」を策定する努力義務が課されています。本ページで示した「再犯防止の推進」については、「地方再犯防止推進計画」として位置づけ、本計画（地域福祉計画）と一体的なものとして策定します。



第 5 章

計画の推進に向けて

1. 計画の進捗管理

本計画を推進していくために、計画の進捗状況を庁内関係各課において把握するとともに、「印西市地域福祉計画推進委員会」にて毎年度点検・評価を行っていきます。

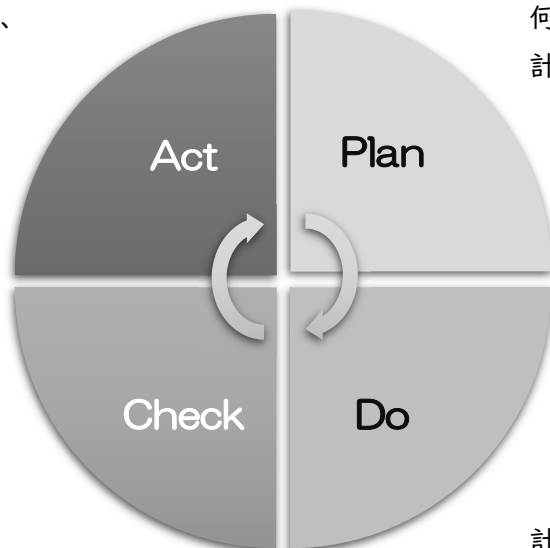
本計画の進捗管理においては、PDCAサイクル（計画策定[Plan]→実施[Do]→点検・評価[Check]→改善[Act]）を運用し、各取組の達成度や効果、改善点を明らかにしながら、効果的な計画の推進につなげます。特に、重点取組については、点検・評価を重点的に行います。

また、計画と実施状況にかい離が生じた場合等には、必要に応じて見直しを行っていきます。

【PDCA サイクルのイメージ】

検証・評価結果に基づき、
計画の見直し等を行う

何に取り組んでいくかの
計画を策定する



取組の達成度や
効果を検証・評価する

計画に基づいて取組を実行
する

2. 指標の設定

「人と人が優しくつながる、いつまでも安心なまち」を基本理念とする本計画において、その達成状況を測るための成果指標を以下の通り定め、数値の上昇（末尾に「※」のついている指標は低下）を図ります。

区分	指標	現状値
市民・団体の活動	隣近所と「何かあったときにはすぐ助け合える関係」がある割合	17.9%
	印西市の支え合い、助け合いについて「よくやっていると思う」「どちらかといえばやっていると思う」割合の合計	35.4%
	地域活動やボランティア活動に「よく参加している」「どちらかといえば参加している」割合の合計	26.0%
	生活上の心配事や困り事について「相談できる人がいない」割合 ※	3.3%
	民生委員・児童委員について、活動内容を知っている割合	34.2%
行政による福祉	福祉の総合相談窓口を知っている割合	13.6%
	生活上の心配事や困り事について、市・地域包括支援センター等の行政機関に相談している人の割合	10.3%
	困りごとがあったときの相談先として、市内に展開している公的な相談窓口*をいずれも知らない割合 ※	41.1%

*地域包括支援センター、いんば障害者相談センター、こども家庭センター、いんざいワーク・ライフサポートセンター、福祉の総合相談窓口

(現状値はいずれも令和6年度実施の市民アンケートより)

第 2 編

印西市成年後見制度利用促進基本計画

第1章 計画の策定にあたって

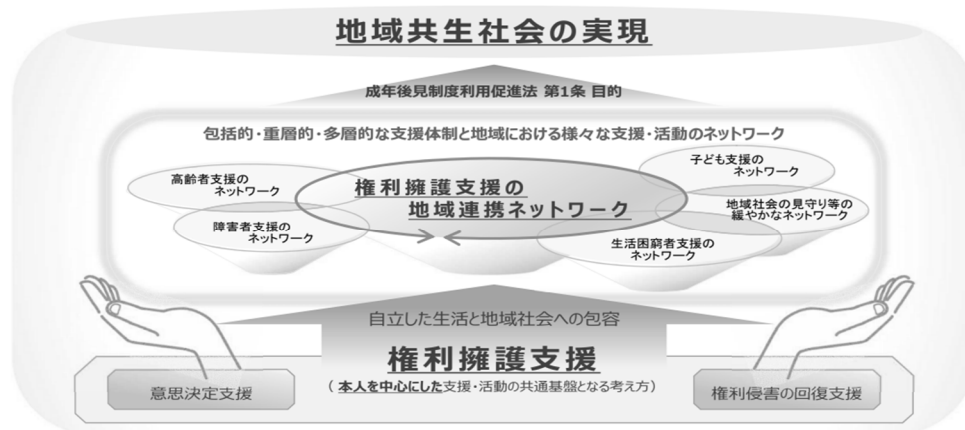
1. 成年後見制度利用促進基本計画の趣旨

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る人（「後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援・保護する制度です。

国では、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「促進法」という。）第12条第1項に基づき、平成29年3月に成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。

令和4年3月には「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（以下「国の基本計画」という。）が閣議決定され、地域共生社会の実現という目標に向け、尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進をサブタイトルとし、権利擁護支援の手段として成年後見制度を推進しています。

市町村においては、「国の基本計画」を勘案した成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画の策定に努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援、その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとされています。



出典：厚生労働省

2. 印西市成年後見制度利用促進基本計画の位置づけ

本市では、促進法第14条第1項の規定に基づく市町村計画として、権利擁護の推進をはかるため、第二期印西市成年後見制度利用促進計画（以下「本計画」という。）を策定します。

3. 計画の期間

本計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とします。

第2章 印西市の権利擁護支援を取り巻く現状と課題

本市においても高齢化社会の進展により認知症高齢者の増加や、障がいを抱える人の相談が増えており、今後、権利擁護の需要は一層高まることが予想されます。

第5次地域福祉計画策定のためのアンケートでは成年後見制度について、内容まで知っている人は22.5%で、制度名は知っているが内容は知らない人が51.7%でした。また令和5年4月に社会福祉法人印西市社会福祉協議会内に設置した市の権利擁護支援の中核機関となる印西市成年後見支援センターについては、名前も内容も知らない人が64.8%という結果でした。

国の統計によると、成年後見制度の必要性が見込める人と成年後見制度の利用者数と乖離が見られ、成年後見制度や相談先等の周知が未だ十分でないとの指摘もあります。

本市では、これらの現状を踏まえ、権利擁護支援が必要な人が相談や支援につながり、本人らしい生活が継続できるよう、制度の周知と必要な体制整備を推進していきます。

第3章 施策の取組

1. 成年後見制度の周知と啓発

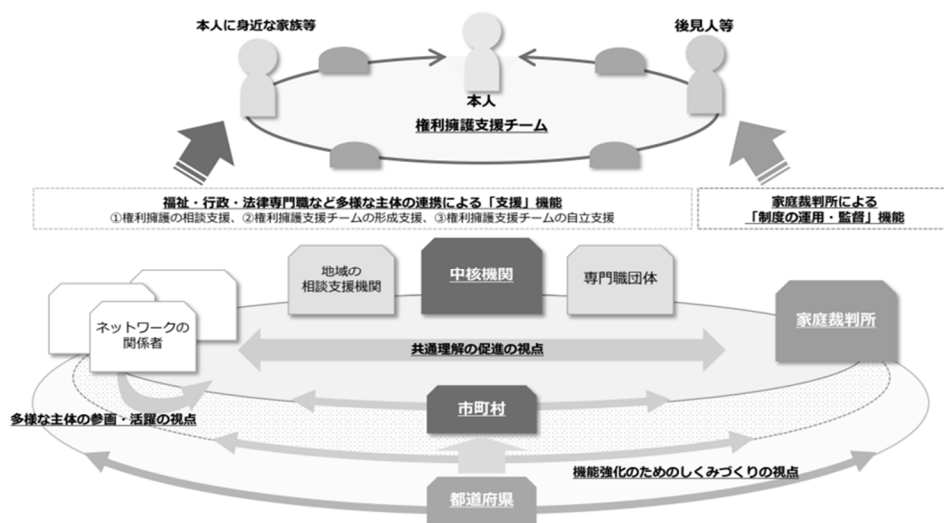
成年後見制度への啓発や理解を深めることを目的として、出前講座や講演会などの開催や、個別に相談できる相談会を定期的を開催するなど、制度等が浸透し、必要な時に利用しやすくするための取組を行います。

2. 成年後見支援センターの活動支援

中核機関であるセンターの役割を広く周知し、支援を必要とする人や支援に携わる関係者の相談窓口としての機能を強化し、保健・医療・福祉に司法も含めた様々な関係機関との連携などを通じて活動の支援を行います。

3. 支援が必要な人に寄り添った体制づくり

尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため可能な限り本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援及び身上に配慮した支援を決定することができるよう支援関係者の共有理解を深め、地域連携ネットワークの機能強化を図るとともに、権利擁護の支援体制を整えます。



出典：厚生労働省

第4章 計画の推進体制

本計画を実行性のあるものとするため、令和8年度から令和12年度を計画期間とした実施計画を策定し、計画の進捗状況を庁内関係各課において把握するとともに、「印西市成年後見制度利用促進会議」にて毎年点検・評価を行っていきます。

第 3 編

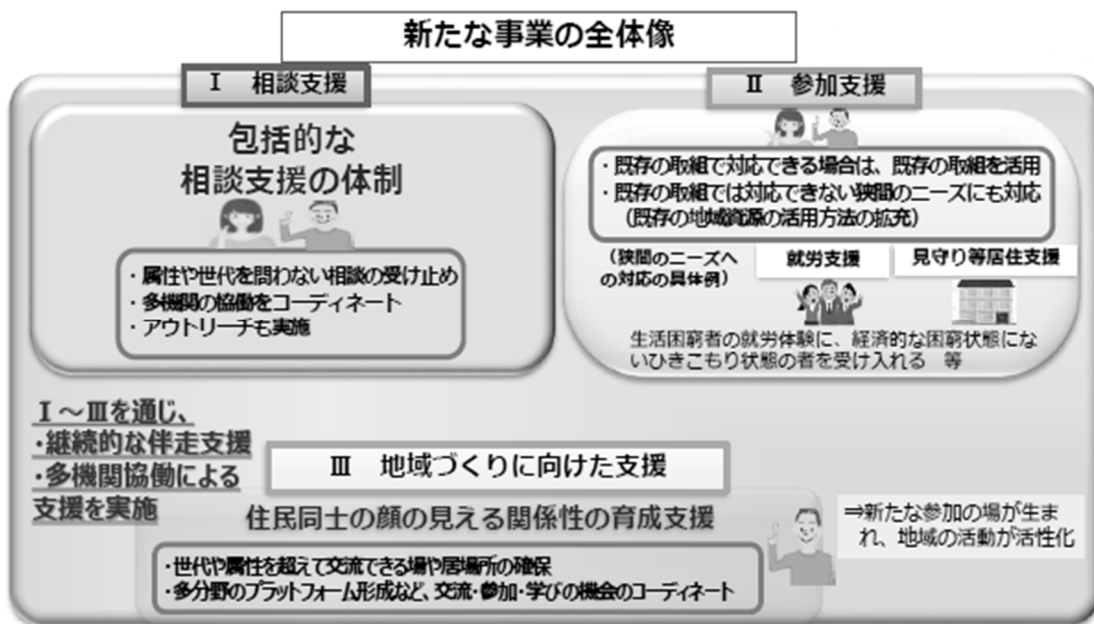
重層的支援体制

(重層的支援体制整備事業実施計画)

第1章 重層的支援体制整備事業実施計画について

1. 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業は、社会情勢の変化に伴い、地域住民の複雑化・複合化した課題への支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（断らない相談支援体制）、②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。



出典：厚生労働省「重層的支援体制整備事業の実施について（実務等）」

2. 計画策定までの取組

本市では、令和5年10月に重層的支援体制整備事業の実施に向けて「重層的支援体制づくり検討会議」を設置し、縦割りの弊害を解消し、横の連携を強化する体制づくりを進めています。

令和6年度には、引き続き体制づくりの検討を行うとともに、市職員や関係機関の職員を対象に研修会やワークショップを開催し、連携体制の強化を図りました。

令和7年度には、第5次印西市地域福祉計画の策定にあわせて本計画の策定を進め、市役所内に設置した1か所目の福祉の総合相談窓口につき、コスモスパレット内に2か所目の窓口を設置しました。

3. 計画の位置づけ

本計画は、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 106 条の 5 の規定に基づき、必要な事項を定めるものです。

本市では、上位計画である第 5 次印西市地域福祉計画（令和 8 年度～令和 12 年度）と整合性を図った内容となります。

4. 計画の期間

本計画の期間は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とします。

第2章 印西市における重層的支援体制整備事業について

1. 相談支援

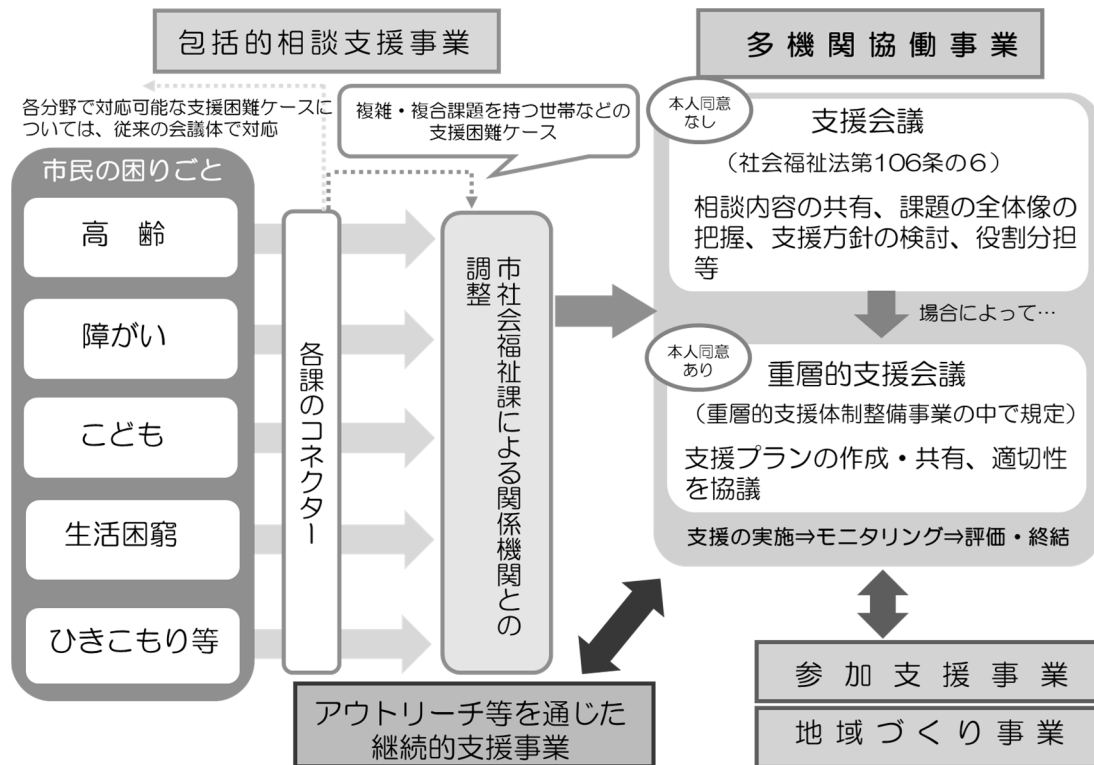
(1) 包括的相談支援事業

相談者の属性（高齢・障がい・こども・困窮等）に応じた既存の相談支援の取組を活かしつつ、各窓口において対象ではない方の相談を受けた場合でも、まずはお話を伺い、必要に応じて関係機関へつなぎます。受け止めた相談の中で、一つの相談支援機関等では対応が困難な、課題が複雑化・複合化している事例については、関係機関が連携して対応を図ります。

【主な相談支援機関】

事業名	機関名等	所管課	主な支援対象者	管理運営	設置数
					(令和8年4月)
地域包括支援センター運営事業	地域包括支援センター	高齢者福祉課	・高齢者	委託	5
相談支援事業（基幹型）	いんば障害者相談センター	障がい福祉課	・障がいのある人	委託	1
利用者支援事業	子育てコンシェルジュ	子育て支援課	・子育て家庭 ・妊娠中の方	直営	1
	こども家庭センター	子ども家庭課		直営	1
生活困窮者自立相談支援事業	いんざいワーク・ライフサポートセンター	社会福祉課	・生活困窮者等	委託	1
福祉の総合相談窓口	—	社会福祉課	・市民（制度の狭間の問題を抱えた人、多くの困りごとを抱えている人等）	直営	2

(2) 多機関協働事業



複雑化・複合化した課題を抱えた事例に対し、各課のコネクターが情報整理をし、市社会福祉課の多機関協働事業へ繋いでいきます。市社会福祉課が調整役を担い、支援会議を開催し、支援方針・支援プランを定め、支援開始後も必要に応じて関係機関へ伴走支援や助言を行います。

関係機関との連携体制については下記2つの会議を状況に応じて使い分け、支援方針や役割分担を行います。

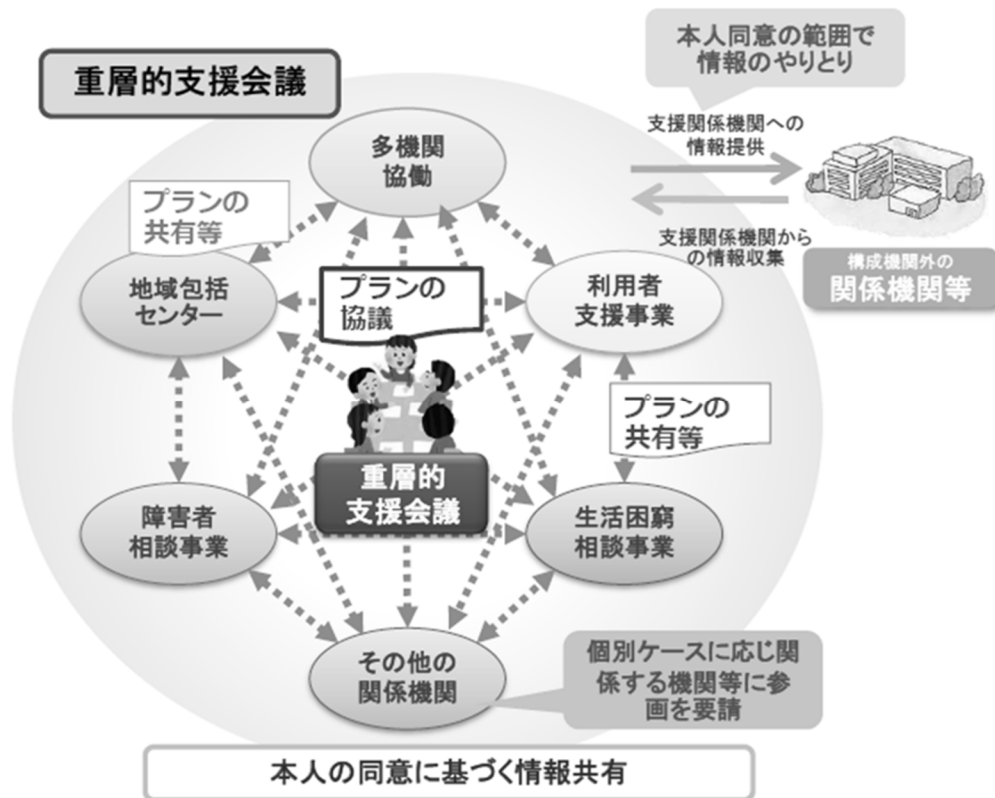
ア：支援会議

社会福祉法第106条の6に規定される会議で、会議の構成員に守秘義務を課すことで、構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人に関する情報を共有出来る環境を整えます。これにより、地域内の関係機関がそれぞれ把握していながらも、支援が届いていない個々の事案について情報を共有し、地域における必要な支援体制の検討を円滑に進めていきます。

イ：重層的支援会議

重層的支援体制整備事業の中で規定される会議であり、本人同意を得たケースに関して、多機関協働事業や参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業が作成したケースのプランの適切性の協議、支援の経過と成果の評価及び終結等の評価を行います。

また、この会議は社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討が求められます。



出典：厚生労働省「重層的支援体制整備事業における多機関協働事業と重層的支援会議について」

事業名	機関名	所管課	管理運営	設置数
				(令和8年4月)
多機関協働事業	—	社会福祉課	直営	1

(3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

長期にわたりひきこもり状態にある等、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも支援が届いていない人等に対して、関係機関とのネットワークを活用し、本人や家族との信頼関係の構築におけた支援を行います。

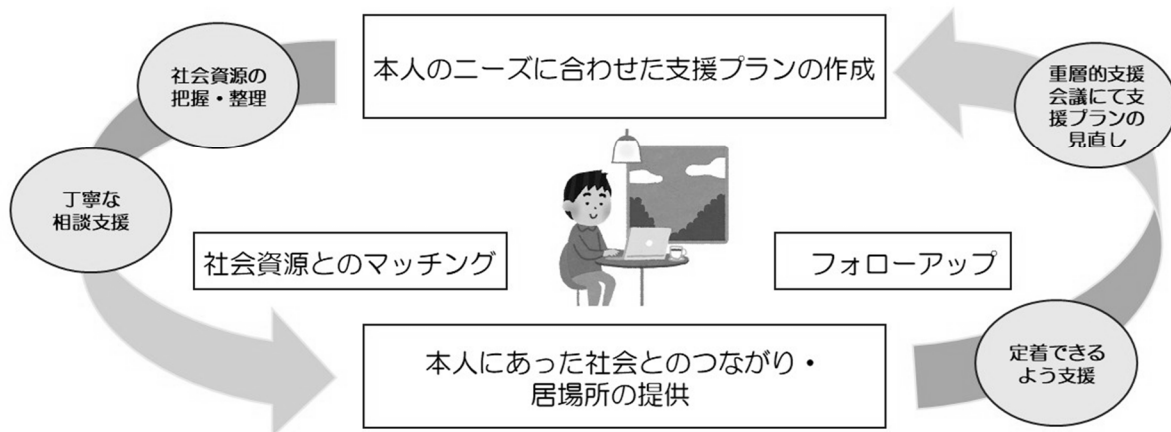
事業名	機関名	所管課	管理運営	設置数
				令和9年4月予定
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	いんざいワーク・ライフサポートセンター	社会福祉課	委託	1

2. 参加支援

既存の社会参加に向けた支援では対応できない人の、社会とのつながりを回復するため、本人や世帯の抱えるニーズを把握し、地域資源とのマッチングを行います。また、社会参加の場につながった後は、定着に向けフォローアップを行います。

事業名	機関名	所管課	管理運営	設置数
				令和9年4月予定
参加支援事業	いんざいワーク・ライフサポートセンター	社会福祉課	委託	1

参加支援事業のイメージ



3. 地域づくりに向けた支援

地域資源を幅広く把握した上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備し、相談者の属性（高齢・障がい・子ども・困窮等）ごとに行われている地域づくりに向けた支援の取組を重層的支援体制整備事業において一体的に実施します。

本市では、既存の各居場所づくりに加え、ひきこもり等による社会的孤立の解消や、地域とのつながりを促進し、安心して過ごせる新たな居場所を設置します。

事業名	機関名等	所管課	事業概要	管理運営	設置数
					(令和8年4月)
地域介護予防活動支援事業（いんざい健康ちょきん運動）	・地域団体	高齢者福祉課	介護予防及び地域づくりのために簡単な運動を行う通いの場	直営	86
生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター）	・地域包括支援センター ・社会福祉協議会		生活支援・介護予防サービスの資源開発やネットワーク構築、ニーズとのマッチング等を行う	委託	6
地域活動支援センター運営事業	・福祉作業所コスモス	障がい福祉課	障がいのある人に対し、社会との交流促進等を図る場の提供	指定管理	1
地域子育て支援拠点事業	・子育て支援センター等	子育て支援課 保育幼稚園課	子育て中の親子の交流の場を提供し、子育てに関する相談や情報提供等を行う	直営/指定管理/ 補助事業	20
生活困窮者支援等のための地域づくり事業（R9年度開始予定）	・いんざいワーク・ライフサポートセンター	社会福祉課	生活困窮者等、多分野・多世代が利用できる居場所の提供	委託	1

第3章 重層的支援体制整備事業のロードマップ

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
準備期	重層的支援体制整備事業実施計画				
・多機関協働事業、支援会議・重層的支援会議の試行実施	・多機関協働事業、支援会議、重層的支援会議の試行実施	・多機関協働事業、支援会議、重層的支援会議の実施	→		
・関係機関とのワークショップの開催（連携の強化）	→				
・参加支援事業及びアウトリーチ等を通じた継続的支援事業の委託内容の検討	・参加支援事業及びアウトリーチ等を通じた継続的支援事業委託準備	・参加支援事業及びアウトリーチ等を通じた継続的支援事業の委託開始	→		
・社会資源マップの作成	・社会資源マップの公開	・社会資源マップの加除	→		
		・生活困窮者支援等のための地域づくり事業の居場所設置	→		

第4章 計画の推進体制と評価

1. 重層的支援体制整備事業の推進体制

本計画は、年度ごとに実施状況等を確認した上で、印西市重層的支援体制整備事業関係者会議等において、施策の充実や見直しについて検討を行います。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
重層的支援体制整備事業関係者会議回数(回)	準備期間	1	1	1	1

2. 多機関協働事業における実施目標(見込み数)

重層的支援体制整備事業を構成する事業のうち多機関協働事業における実施目標を掲載します。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
支援会議回数(回)	準備期間	2	2	2	2
重層的支援会議回数(回)	準備期間	2	2	2	2

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
支援プラン作成件数(件)	準備期間	2	2	2	2

3. 関連計画における各事業の実施目標（見込み数）

重層的支援体制整備事業を構成する①包括的相談支援事業②地域づくりに向けた支援のうち、本市の各計画に定める事業の実施目標を掲載します。

【印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画】

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
いんざい健康 ちょきん運動 (参加実人数(人))	2,100	—	—	—	—

※令和9年度以降は次期印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画参照

【印西市障がい者プラン】

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
基幹相談支援センター（設置数）	1	—	—	—	—
地域活動支援センター機能強化事業（利用者実人数(人)）	I型	10	—	—	—
	II型	19	—	—	—
	III型	4	—	—	—

※令和9年度以降は次期印西市障がい者プラン参照

【印西市こども計画】

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
利用者支援事業（こども家庭センター型・設置数）	1	1	1	1	—
利用者支援事業（基本型・設置数）	1	1	1	1	—
地域子育て支援拠点事業（年間利用延べ回数(回)）	61,283	61,321	61,321	61,321	—

※令和12年度以降は次期印西市こども計画参照

資料編

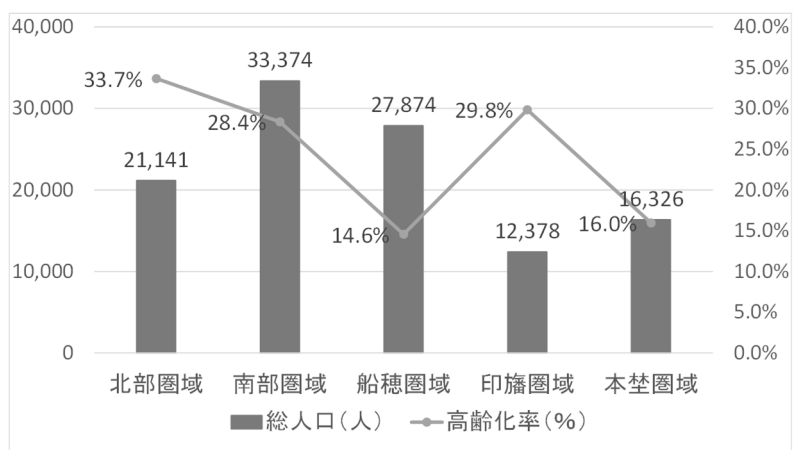
1. 地域福祉に関する地区別状況

(1) 圏域別人口等の現状

圏域別人口をみると、南部圏域が33,374人と最も多く、次いで船穂圏域が27,874人となっています。また、人口が少ない圏域では、印旛圏域が12,378人と最も少なく、次いで本埜圏域が16,326人となっています。

また、圏域別高齢化率をみると、北部圏域が33.7%と最も高く、次いで印旛圏域が29.8%となっています。反対に高齢化率が低い圏域をみると、船穂圏域が14.6%と最も低く、次いで本埜圏域が16.0%となっています。

【圏域別の総人口と高齢化率】



資料：千葉県年齢別・町丁字別人口（令和6年4月1日現在）

(2) アンケート調査結果及び地域懇談会実施結果からみた現状

本計画を策定するにあたり、アンケート調査と地域懇談会を実施しました。以下はその概要です。

市民アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ■調査対象者：印西市在住の18歳以上の方（無作為抽出） ■調査期間：令和6年11月1日～11月12日 ■調査方法：郵送配布、郵送またはオンラインでの回答 ■回収結果：配布数3,000件、有効回収数1,569件、有効回収率52.3%
地域懇談会	<p>市民から地域福祉についての現状や意見等を聞く場として実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ■テーマ：①「身近な地域で気になるケース」の共有 ②「地域でできるとよいこと」の検討 ■開催場所：市内5つの包括圏域それぞれで1回ずつ開催 ■開催日時：令和7年2月13日（木）、17日（月）、20日（木）、 27日（木）、28日（金）、いずれも13：30～15：00 ■参加者数：計67人

アンケート調査の分析結果、また圏域ごとに開催された地域懇談会の実施結果からみた主なポイントは、次のとおりです。

北部圏域

【アンケート調査結果からみた主なポイント】

- 本市での居住年数について、「25年以上」の居住者の割合が、木下地区で58.5%、小林地区で58.7%、大森・永治地区で68.8%と、市全体（45.8%）より高くなっています。
- 身近な地域で気になること、問題と感ずることについては、「高齢者の暮らしに関すること」（木下地区52.1%、大森・永治地区60.2%）や「防犯に関すること」（小林地区56.0%）がそれぞれの地区で最も高くなっています。
- 木下地区では、日々の買い物で困っていることについて、「日々の買い物をする店が近くにない」（37.2%）が、市全体（14.5%）よりも高くなっています。
- 大森・永治地区では、隣近所とのつきあいについて、「何かあったときすぐ助け合える関係」の割合（38.7%）が、市全体（17.9%）より高くなっています。一方、移動手段の確保で困っていることに関して、「公共交通が通っておらず移動が不便」（29.0%）が、市全体（17.1%）よりも高くなっています。

【地域懇談会実施結果からみた主なポイント】

- 身近な気になるケースとしては、高齢者のことを挙げた方が多く、「車の運転ができない方・免許を返納している方が通院や買物に困っている」等の意見が挙げられています。また、そうしたケースに対する支援の難しさとして、「どういった支援をすべきかわからない」「移動支援等の社会資源があるが都合良く利用できない」等の意見が挙げられています。
- 地域でできるとよいことについて、市民・団体のできることとしては「買い物の代行や手伝い」、行政との協働が必要なこととしては「移動支援の充実」「ふれあいバスをいろいろな地域に」「ふれあいバスの停留所・便数を増やす」等の意見が挙げられています。

【アンケート調査結果からみた主なポイント】

- 本市での居住年数について、「5年未満」の居住者の割合（19.5%）が、市全体（13.6%）より高くなっています。
- 隣・近所とのつきあいについて、「あいさつをする程度」の割合（50.0%）が、市全体（43.2%）より高くなっています。
- 身近な地域で気になること、問題と感ずることについて、「子どもの暮らし・子育てに関すること」（37.4%）が上位に挙げられているとともに、市全体（25.9%）より高くなっています。

【地域懇談会実施結果からみた主なポイント】

- 身近な気になるケースとしては、高齢者・独居者のことを挙げた方が多く、「免許を返納している方が通院や買物に困っている」「足腰が弱っていて、最寄りのスーパーに行くのも大変」等の意見が挙げられています。また、そうしたケースに対する支援の難しさとして、「要支援レベルの為、自分で何とかしないといけない」等の意見が挙げられています。
 - そのほか、子育て世帯のケースとして、「急なお迎え依頼が保育園から来た際、行くのに時間がかかるため、他にお迎えに来る人がいない時に困る」という意見が挙げられています。
 - 地域でできるとよいことについて、市民・団体のできることとしては「人と人をつなぐ行事をたくさん企画する」「土、日、いつでも利用出来る居場所を各地につくる。（住民が歩いて行ける所）」などのつながりづくり・居場所づくりに関する意見が多く挙げられています。また、行政との協働が必要なこととしては移動手段に関するもののほか、「土、日に小・中学校を利用しボランティアで運営（モルック、ユニカール等）」「行政に何でも相談ができる場所」を各地に（市役所内の「福祉の総合相談窓口」拡充）等の意見が挙げられています。
-

【アンケート調査結果からみた主なポイント】

- 隣近所とのつきあいについて、「あいさつをする程度」の割合が、ニュータウン中央北地区で48.4%、ニュータウン中央南地区で53.1%と、市全体（43.2%）より高くなっています。
- 身近な地域で気になること、問題と感ずることについて、ニュータウン中央北地区では「高齢者の暮らしに関すること」（58.7%）が最も高く、市全体（47.0%）より高くなっています。また、ニュータウン中央南地区では「防犯に関すること」（50.2%）が最も高くなっています。
- 地域組織・団体の非加入者の割合は、ニュータウン中央北地区では31.9%である一方、ニュータウン中央南地区では47.2%と、市全体（38.8%）より高くなっています。

【地域懇談会実施結果からみた主なポイント】

- 身近な気になるケースとしては、高齢者・独居者のことを挙げた方が多く、「家の中で転んで歩けない」「閉じこもり気味」「購入した補聴器の具合が合わず、会話をスムーズにできない」等のケースが挙げられています。また、そうしたケースに対する支援の難しさとして、「集りの場等に誘うが耳が遠く会話に入れない」「声を大きく会話するのは人前で気になる」等の意見が挙げられています。
 - 地域でできるとよいことについて、市民・団体のできることとしては「カフェでお話、マージャンでゲーム」「誰もが集える場（空き家）を集う人たちで運営する」「地域の農家が農産物を提供（こども食堂）」など、居場所づくりに関する意見が多く挙げられています。また、行政との協働が必要なこととしては「高齢者に対するタクシー券の配布」「集まりの場への送迎」等の意見が挙げられています。
-

【アンケート調査結果からみた主なポイント】

- 隣近所とのつきあいについて、「何かあったときにはすぐ助け合える関係」の割合（24.3%）が、市全体（17.9%）より高くなっています。
- 身近な地域で気になること、問題と感ずることについて、「移動手段の確保に関すること」（58.7%）が最も高いとともに、市全体（43.7%）より高くなっています。また、「高齢者などの買い物弱者に関すること」（52.9%）も、市全体（31.3%）より高くなっています。
- 日々の買い物で困っていることについて、「日々の買い物をする店が近くにない」（31.7%）が、市全体（14.5%）よりも高くなっています。

【地域懇談会実施結果からみた主なポイント】

- 身近な気になるケースとしては、高齢者のことを挙げた方が多く、「急に体調をくずした時、すぐ行動できない（車の運転ができない、親族が近くにいない）」「高齢者2人暮らしで、認知症が進んでいる」等のケースが挙げられています。また、そうしたケースに対する支援の難しさとして、「どこまで入り込んでいいか判断に困る」「まだ自分達だけでなんとかかなると思っている」等の意見が挙げられています。
 - 地域でできるとよいことについて、市民・団体のできることとしては「ちょっとした事を手伝ってもらえる人、場所」「高齢者と子供の年の差フレンズ作り」「地域の農家が農産物を提供（こども食堂）」等の意見が挙げられています。また、行政との協働が必要なこととしては、移動手段に関する意見が多く挙げられているほか、「高齢者向け学校（週1程度）」「高齢者が身近な課題で相談できる窓口がほしい（課題例：電球切れ／蛇口の漏れ／スマホの使い方など）」「支援情報の集約、見ためなどの向上（フォーマットの統一など）」等の意見が挙げられています。
-

【アンケート調査結果からみた主なポイント】

- 本市での居住年数について、「5年未満」の居住者の割合（26.6%）が、市全体（13.6%）より高くなっています。
- 身近な地域で気になること、問題と感ずることについて、「防犯に関すること」（58.9%）が最も高くなっています。また、「子どもの暮らし・子育てに関すること」（35.5%）について、市全体（25.9%）より高くなっています。
- 知っている福祉の相談窓口について、「各地域包括支援センター」（36.4%）が市全体（42.1%）より低くなっている一方、「こども家庭センター（子ども家庭課）」（17.3%）について、市全体（10.6%）より高くなっています。

【地域懇談会実施結果からみた主なポイント】

- 身近な気になるケースとしては、高齢者のことを挙げた方が多く、「移動手段で困っている（買い物・病院・市役所・気晴らしのお出かけ）」等のケースが挙げられています。また、そうしたケースに対する支援の難しさとして、「ボランティアでは限界がある」等の意見が挙げられています。
 - そのほかのケースとして、「精神疾患のある方で、自宅での生活に限界があるが、高齢者施設の対象ではなく、また支援が必要だという自覚がない」「母と息子の2人暮らして、息子が働かず、高齢の母が家事（買い物・調理・庭の手入れ）を行っている」等のケースが挙げられています。
 - 地域でできるとよいことについて、市民・団体のできることとしては「高齢者が集まり散歩しながら地区のパトロール（防犯）」等の防犯に関する意見、「送迎の対応（自宅から駅やバス停まで等）」等の移動に関する意見が挙げられています。また、行政との協働が必要なこととしては「高齢者の実際のニーズに合った移動手段の検討（アンケートと実態に乖離がある）」「地区毎の防災マニュアル」等の意見が挙げられています。
-

2. 計画の策定経過

開催日時	会議・市民参加手続等	主な内容
令和6年11月1日 ～11月12日	市民・団体アンケート調査	■印西市の地域福祉に関する市民・団体アンケート
12月18日	第1回印西市地域福祉計画推進委員会	■地域福祉計画について ■第5次印西市地域福祉計画策定に係るアンケート調査の結果報告について ■地域福祉計画策定に向けて今後の進め方
令和7年 2月13日～28日	地域懇談会	■市内5圏域それぞれの会場で実施
3月25日	第2回印西市地域福祉計画推進委員会	■地域懇談会の結果について
8月1日	第3回印西市地域福祉計画推進委員会	■第4次印西市地域福祉計画の令和6年度実績報告について ■第5次印西市地域福祉計画骨子案について
12月9日	第4回印西市地域福祉計画推進委員会	■第5次印西市地域福祉計画素案について
12月26日 ～令和8年1月16日	パブリックコメント	■結果：市民コメント9件（2名）
2月9日	第5回印西市地域福祉計画推進委員会	■パブリックコメントの実施結果について ■第5次印西市地域福祉計画（最終案）について

3. 印西市地域福祉計画推進委員会設置条例

○印西市地域福祉計画推進委員会設置条例

令和6年9月26日条例第30号

印西市地域福祉計画推進委員会設置条例

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。）第107条の規定に基づき、市が策定する印西市地域福祉計画（以下「計画」という。）を推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、印西市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) 計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 計画の推進及び評価に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 社会福祉関係者
- (4) 地域福祉活動を実践している者
- (5) 保健医療関係者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の書面開催)

第7条 委員長は、会議を招集する暇がないと認めるときは、期日を指定して書面により委員の賛否を求め、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

2 前項の場合において、指定の期日までに到着しないものは、議決の数に加えな

いものとする。

(関係者の出席等)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を述べさせ、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年12月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の規定による委員会の委員の委嘱に関し必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第23号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

4. 印西市地域福祉計画推進委員会 委員名簿

(敬称略)

委員区分	氏名	所属	備考
市民の代表者	オオシタ マコト 大下 誠	公募委員	
	シマダ タカオ 嶋田 孝雄	公募委員	
学識経験を有する者	マツヤマ タケシ 松山 毅	順天堂大学 スポーツ健康科学部健康学科 先任准教授	委員長
社会福祉法人関係者	コンドウ コウイチロウ 近藤 幸一郎	社会福祉法人 印西市社会福祉協議会	
	ミシマガミ タケル 三島木 健	社会福祉法人 秋桜会	
地域福祉活動を実践している者	ヤノ タダユキ 矢野 忠行	印西市民生委員児童委員協議会	副委員長
	イワモト キヨシ 岩本 清	印西市社会福祉協議会船穂・そうふけ支部	
	ヒラノ コウジ 平野 浩二	印西市商工会	
	カサイ ユキオ 笠井 幸夫	印西市町内会自治会連合会	
	タバタ カズオ 田畑 一生	公益社団法人 印西市シルバー人材センター	
	シノダ ヨシノリ 篠田 吉範	印西地区保護司会	
	ツカダ マサユキ 塚田 昌幸	社会福祉法人 印旛福祉会 いんば障害者相談センター	
	スズキ サチコ 鈴木 幸子	本埜地域包括支援センター	
保健医療関係者	サクマ イクミ 佐久間 郁美	印西総合病院 地域連携室	
市長が必要と認める者	ミコシバ ヒロシ 御子柴 寛	印西市校長会 印西市立六合小学校	

任期：令和6年12月18日～令和8年12月17日

5. 用語解説

用語	説明
インクルーシブ	障がいの有無や年齢、国籍等に関わらず参加・利用できるなど、誰もが排除されない状態のことです。「包括的」「包摂的」とも訳されます。
いんざいワーク・ライフサポートセンター	働くことや生活等について困りごとを抱える市民を対象に、専門の相談員が解決・自立に向けた支援を行う機関です。
いんば障害者相談センター	障がいの種別や年齢に関わらず、生活の相談に応じ、一人ひとりに合わせたサービスの調整や、問題解決に向けた援助を行う、総合相談支援機関です。
海外にルーツを持つ人	本人や両親のいずれかが外国籍である、あるいは海外の文化的背景を持っている人たちのことです。育った場所自体は日本である人や日本国籍を取得した人も含まれます。
更生保護女性会	地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。
合理的配慮	教育の場や仕事の場、地域生活等に平等に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせて行われる配慮のことです。障がいのある人から求められた場合、行政・学校・企業等の事業者は過度な負担にならない範囲で合理的配慮を行うことが法律上求められています。
子育てコンシェルジュ	保育士や保健師等が、子育てに関する悩み等の相談に応じ、各種の子育て支援サービス等の情報を案内する事業のことです。
子育て支援センター	乳幼児やその保護者、妊産婦に対し、発育や健康、子育てに関する相談に応じるとともに、親子の交流を深めるための事業を実施しています。
こども家庭センター	市内にお住いのすべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行う機関です。
災害ボランティアセンター	地震等の大規模災害の発生時に、行政や地域と協力しながらボランティアに対するニーズの把握や調整を行う拠点であり、主に社会福祉協議会が設置します。
市民活動支援センター	市民活動に関する様々な情報提供を行うほか、各種相談に対応し、市民活動を支援する拠点です。令和7年度からはコスモスパレットのパレットⅡに移転しており、会議室等の貸し出しや市民活動に役立つ各種講座などを行っています。
社会資源マップ	高齢者の暮らしを支える商店や各種サービス、集いの場、医療機関などについて、情報を冊子にまとめたものです。生活支援コーディネーターの調査や聞き取り、社会福祉協議会支部その他各種団体からの情報などにより作成しています。
社会福祉協議会	地域福祉の推進を図ることを目的とし、誰もが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指した活動を行う民間団体のことです。社会福祉法第109条に地域福祉の推進役として規定されています。
重層的支援体制	社会情勢の変化に伴い、地域住民の複雑化・複合化した課題への支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（断らない相談支援体制）、②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。
生活困窮者	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のことです。

用語	説明
生活支援 コーディネーター	地域において、高齢者への生活支援・介護予防サービスを提供する体制の構築に向け、コーディネートを行う人材です。
成年後見 支援センター	認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない人が、適切に成年後見制度を利用できるように支援し、成年後見制度の利用促進を図る拠点です（印西市社会福祉協議会内に設置）。
地域包括 支援センター	高齢者等が住み慣れたまちで、安心してその人らしい生活を継続することができるように、必要な支援を行う高齢者の総合相談窓口のことです。
8050問題	「80代の親と50代の子」を元にした語で、ひきこもりの長期化等により、本人と親が高齢化し、収入が途絶えたり、病気や介護等で支援につながらなかったりしたまま、孤立、困窮してしまう問題のことです。
ピアサポート	同じような経験や境遇を持つ仲間（ピア）同士が、対等な立場で支え合う（サポート）活動のことです。
ピクトグラム	言葉を使わずに、図や記号だけで内容を伝える視覚的なサインのことです。
避難行動要支援者	高齢者や障がいのある人等、災害が発生した際に自力で避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難をするために、特に支援が必要な在宅の人のことです。
福祉の総合相談 窓口	「何をどう相談したらいいかわからない」ケース等も含め、福祉に関する悩みや困りごとについて、内容を限定せずに相談を受け、必要に応じて他機関につなぐ窓口です。
福祉避難所	市内で大規模災害が発生した場合に、指定避難場所での生活に困難をきたす要配慮者を受け入れるため、状況に応じて開設される避難所です。
ふれあいサロン	市内の各地域で行われる、誰でも参加して交流することのできる集いの場です。
保護司会	犯罪や非行をした人の更生を助ける民間ボランティア「保護司」による組織であり、対象者の生活環境の調整や相談対応等を行いながら、地域社会での再出発を支える活動を行っています。
ボランティア センター	ボランティア活動をしたい人と依頼したい人の相談を受け、橋渡しや情報提供、活動に関する相談支援、各種講座・研修等によるボランティア育成などを行っている拠点です。
民生委員協力員 制度	民生委員の負担軽減を図るため、活動の一部について補佐・協力する協力員を設置する制度のことで、各自治体が独自に設定します。
民生委員児童委員	民生委員は、厚生労働大臣より委嘱され、各地域で地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うボランティアです。民生委員は児童委員を兼ねており、児童委員は、地域のこどもたちを見守り、また子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行います。
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものことです。
ゆうゆうサービス	市内の高齢者や障がいのある方・単身世帯の方などを対象に、日常生活のちょっとした困りごとについて「困ったときはお互いさま」の精神で助け合い活動を行う、住民参加型の在宅福祉サービスです。
ユニバーサル デザイン	障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方のことです。

第5次印西市地域福祉計画

令和8年3月

発行：印西市 編集：印西市福祉部社会福祉課

〒270-1396 千葉県印西市大森 2364-2

TEL：0476-42-5111（代表） FAX：0476-42-0381

E-mail：syafukuka@city.inzai.chiba.jp

URL：http://www.city.inzai.lg.jp



印西市マスコットキャラクター
「いんざい君」